

國第百八十九回 參議院財政金融委員會會議錄第十一號

平成二十四年七月二十六日(木曜日)

午前十時七分開會

六月二十日 委員の異動

辞任

七月二十五日 安井美沙子君

補欠選任

藤井 基之君
吉川 俊治君
若林 健太君
竹谷 とし子君
浜田 昌良君
広野 ただし君
中西 健治君
大門 実紀史君

厚生労働大臣官
房審議官
経済産業大臣官
房商務流通審議
官 豊永 厚志君
蒲原 基道君

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(尾立源幸君) 御異議ないと認め、さよなら
う決定いたします。

〔「異議なし」と呼
○委員長(尾立源幸君)

厚生労働大臣審議官

六臣官

蒲原 基道君

右

異議なし」と
申（尾立源幸君）
いたします。

（右） 呼ぶ者あり
御異議

ないと詫め、それ

		安井美沙子君
		大塚 耕平君
七月二十五日	辭任	
七月二十六日	古川 俊治君	補欠選任
	溝手 顕正君	
	補欠選任	
	辭任	

國務大臣
副大臣
國務
（内閣府特命）大臣
當大臣（金融）大臣
松下 忠洋君

日本銀行総裁 白川 方明君
日本銀行理事 門間 一夫君

東京証券取引所グループ取締役兼代表執行役社長
齊藤惇君、日本銀行総裁白川方明君及び同理事門
間一夫君の出席を求め、その意見を聴取すること
に御異議ございませんか。

溝手 謙正君
荒木 清寛君
吉川 俊治君
浜田 昌良君

大臣政務官 内閣府副大臣 財務副大臣 厚生労働副大臣 中塚一宏君

参考人の出席要求に関する件
金融商品取引法等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

〔異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(尾立源幸君) 御異議ないと認め、さよなら決定いたしました。

委員長	理事事	委員	委員
大久保 勉君	水戸 将史君	大塚 耕平君	尾立 幸郎君
佐藤ゆかり君	塙田 一郎君	川崎 洋一君	荒木 清寛君
西田	中山	藤田	鴻池
昌司君	恭子君	祥肇君	愛知
西田	西田	藤田	玉置
昌司君	昌司君	一弥君	櫻井
西田	西田	幸久君	充君
昌司君	昌司君	治郎君	義博君
西田	西田	愛知	稔君
昌司君	昌司君	祥肇君	金子
西田	西田	鴻池	川崎
昌司君	昌司君	恭子君	川上
西田	西田	恭子君	佐藤ゆかり君
昌司君	昌司君	昌司君	佐藤ゆかり君
西田	西田	昌司君	佐藤ゆかり君

官閣府大臣政務	農林水產大臣政務官	經濟產業大臣政務官	經濟產業大臣政務官	大串 博志君
議官	公正取引委員會事務監視委員會事務局長	金融厅證券取引等監視委員會事務局長	金融厅總務企劃局長	森本 哲生君
法務大臣官房審務局長	細溝 清史君	中島 秀夫君	大嶋 健一君	中根 康浩君
萩本 修君	森本 學君			北神 圭朗君

○委員長(尾立源幸君)　ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

大変お待たせいたしました。与党におかれましては、過半数以上出席を是非よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、委員の異動について御報告をいたします。

昨日までに、安井美沙子君及び古川俊治君が委員を辞任され、その補欠として大塚耕平君及び溝手顯正君が選任されました。

○委員長(尾立源幸君)　政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおどり、政府参考人として公正取引委員会事務総局審査局長中島秀夫君外六名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

○委員長(尾立源幸君) 金融商品取引法等の一部を改正する法律案を議題といたします。
本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言願います。
○大久保勉君 民主党の大久保勉でございます。
本日、委員会の開催が遅れたことに関して、与党の筆頭理事としておわび申し上げたいと思います。
さて、本日は金融商品取引法の法案審議でござりますが、昨今、増資インサイダー問題、新聞若しくは報道等で伝えられております。今回、これに当たりまして、金商法として最も重要な分野でありますので、まず冒頭に質問したいと思ひます。

本日の日本経済新聞によりますと、「野村CEO辞任へ」、増資インサイダーで責任を取りといふことでございます。突然のニュースで私もびっくりいたしました。

第五部 財政金融委員会會議録第十一号 平成二十四年七月二十六日

參議院

このことに関して、松下金融大臣、御感想がございましたら、お聞きしたいと思います。

○国務大臣(松下忠洋君) まず、金融担当大臣として、委員会を開催していただき金商法等の御審議に入つていただけるということで、委員長を始め委員の皆様方に心から厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

ただいまのお尋ねのこととござりますけれども、報道については、今朝、私も見て承知いたしました。野村ホールディングスがそのような人事を発表したということは全く承知しております。

金融庁としましては、個別証券会社グループの人事につきましては従来からコメントを差し控えてまいりましたし、今回もコメントを差し控えさせていただきたいと、そう考えております。

人事につきましては従来からコメントを差し控えますが、業界のリーダーである、さらにはこれまで金融庁もこの関連に関して幾つか処分をしておりましたから、もう少しはつきりとしたメッセージを出しますべきじゃないかと私は考えます。

例えば、今回の問題に関して、業界のリーダーたる野村証券がしつかりとけじめを付けたと、ることは業界として非常にすばらしいことだと思いますし、そういったコメントをいただけるのかなと思いましたが、非常に残念でございます。

今日は、東京証券取引所の齊藤社長もお見えであります。齊藤社長は、もうこの業界では極めて実績そして見識もござります。是非、齊藤社長の御見解をいただきたいと思います。

○参考人(齊藤惇君) 一時、野村証券に在籍した者といたしまして、後輩がああいう不始末を繰り返したということに対して、大変、先生方にもおわび申し上げたいと思いますし、市場を我々も今生懸命、先生方とともに、世界、特にアジアのモデルになるような市場をつくろうということであり、それしか競争力の源泉はないと思っていろいろ努力をさせていただいている中で、内側からこ

ういうスキンシップな事件が起きたと
いうことで大変残念に思つております。

やはり、るべき処置を自らしっかりとつけて、責任をあらわにしてクリーンにでもらいたい、そのように思つております。

○大久保勉君 続きまして、最近、金融審議会で

は、独立社外取締役の設置を強制しない、ということを結論付けました。しかし、補足説明では、東京証券取引所の上場規則に委ねるということを書いております。

この理解でよろしいか、法務省参考人に質問したいと思います。

○政府参考人(萩本修君) 法制審議会会社法部においておりまして、最終的な取りまとめには至っておりません。社外取締役の選任を義務付けるかどうかにつきましては、会社法制定部会において議論されているテーマの中でも当初から意見が大きく対立していた論点の一つでございます。

多様な意見がある中で、現在取りまとめの案として議論されている内容を御紹介いたしますと、社外取締役がない株式会社について、その理由に関する情報の開示を充実させる、また、金融商品取引所の規則において、上場会社は、取締役である独立役員を一人以上確保するよう努める旨の規律を設けるというものでございます。

○大久保勉君 これに関しまして、要するに、東京証券取引所がどうするかということであります。今日、東京証券取引所の齊藤社長もお見えでございますから、是非この問題に関して御意見を聞きたいと思います。

この問題といいますのは、昨年はオリンパス問題がございました。ここで企業のガバナンスの在り方、大いに議論がございました。民主党の提言、そして自民党さんの提言、同じような方向でございます。社外取締役に関しましては強制する、若しくは強制に向けて動く、もちろん法律で難しい場合にはしつかりと上場規則でうたうべき

であると、こういつた方針を出しております。

今回の金商法におきましては、総合取引所といふことで東京証券取引所がアジアの雄としてしっかりとメセージを発信する、こういったことが必要です。そのためには、東証に上場している企業におきましては世界的にガバナンスが信頼される、こういったことが必要であります。このこと

に関しても、齊藤社長の御自觉、若しくは今後の方々に向けた御意見がござる場合は、東証自身の問題じや向性に関して質問したいと思います。

○参考人(齊藤惇君) 先生御指摘のとおり、独立性を有する取締役会によって経営者をモニタリングすると、これは何も今新しいことではありませんで、もう先進的な資本主義国家においては上場会社が備えるべきスタンダードであるということ

で、これ、実は、御存じのとおり、二〇〇四年〇年ECDのコーポレートガバナンス原則にその趣旨がうたわれていることであります。当然、OECD加盟国の中ではつきりしていいのは日本だけでありまして、それ以外にも、非加盟国、例えば中国あるいは台湾、そういうところではやはりつくりした態度を明確にしております。

我々としては、日本の上場会社が、こういう世界のルールといいますか、そういうものに目を背けていつまでもいるということは問題だといふふうに思つてゐるわけであります。

そういう意味で、今回、法制審議会でもし結論が、これは八月一日にお話が出来ると聞いておりましたが、これは義務付けといふことであれば、我々は速やかに義務付けをする動きになりますし、もしそれがそういう結論でなかつた場合も、今までもそうでしたけれども、粘り強く何らかの運動を

されども、義務付けといふことであれば、我々は速やかに義務付けをする動きになりますし、もしそれがそういう結論でなかつた場合も、今まで

もそうでしたけれども、粘り強く何らかの運動を

されども、義務付けといふことであれば、我々は速やかに義務付けをする動きになりますし、もしそれがそういう結論でなかつた場合も、今まで

したがいまして……

○大久保勉君 端的にお願ひします。

問題に対する態度は、やはり義務化というものが審議会でも決まらなかつた場合は、それを民間機関である、民間の業者である取引所が独断で強行するということはなかなか難しい。それは、上場会社も我々にとっては大変なお客様でありますし、投資家も両方ともお客様であります。御両者の了解、理解が必要でありますので、しつこく我々はそこを求めていきたいと。

国取引所の国際金融センターとしてのプレゼンスを向上させる観点からも、取引所に上場する企業の経営監督機能が確保されていることが重要だと、そのように考えています。

いずれにしましても、こうした趣旨を踏まえて、取引所においては適切な取引所規則等の整備に向けた努力が行われていくものというふうに考えております。

に、監視委員会事務局の取引調査課の中にこのうなクロスボーダー取引等を利用いたしましたプロ投資家による不公正取引の実態解明を専門に担当するプロジェクトチームを立ち上げ、国際取引等調査室と称しております、そういった取組を行いまして、職員を集中して取り組んでまいりました結果、この春から課徴金勧告を何件かさせていただくに至ったということです。

問題ではないかと思っています。
例えば、ページ、五ページを御覧ください。
日医工というところであります。こちらに目
して、同様のことござります。こちらは、二〇〇
一年一月二十八日十六時に公表されたはずな
ですが、こちらも公表前に大きく売買幅が増えて
おります。

○大久保勉君 松下大臣のお言葉が正しいとします。以上でございます。

今後とも、私どもいたしましては、こういつ内外のプロ投資家によるクロスボーダー取引の監視に当たりましては、証券取引所あるいは海外の正規見付当局による監視、ムダづつ本邦新聞社が前日若しくは当日の朝に新聞等で報道したということでございまして、いわゆる発行体の方がその事実は違うという報道をしております。

二〇%以上持っている会社については六五%以上……

おどりでござります。日本で事実上唯一の証券取引所が、そ
の社長さんが先ほどの答弁でしたら、本当に大丈
夫かと、日本の証券市場は大丈夫かと思わざるを
得ません。非常に残念であります。

の証券規制当局とも連携しながら、私どもの体制も進めつつしっかりと対応をしていきた
いと考えているところでございます。
○大久保勉君 ありがとうございます。是非、
しっかりとやつてもらいたいと思います。

本來でしたら、そういった報道のときも売買を停止すべきなんですが、実際、売買は停止されずに止
してはそういうたいわゆる情報漏れはないはずなん
ですが、取引が非常に大きいということであり

○参考人(齊藤惇君) もう独立取締役が入つて、いろいろなことをお伝えしたいと思います。

○大久保勉君 時間が制約されておりますから、端的にお願ひします。言いたいことは分かりますが、あなたの発言は世界中が見ております。

続きまして、証券等監視委員会の事務局長に質問したいと思いますが、二〇一〇年十月に英國ファイナンシャル・タイムズ紙は、海外、さらにIFR、こういったメディアで日本の増資インサイダーの可能性に関して報道しておりました。

続きまして、資料を配付しております。資料の一、こちらは東証の方からいただきました資料です。どういう資料かといいまして、いわゆるインサイダー取引の可能性があるリストだと私は思つておりますが、例えば一番の全日空に関しま上に關しては、東証のルールとしてしっかりと公表データなんですが、どの投資家が売りポジションを多く持つていたのかと。○・一二五%になります。

東証の上場企業のPBR、現在は〇・八です。つまり、「以下」というのは清算価値以下ということです。いかに日本企業が信頼されていないか。それは、オリンパス問題で粉飾決算がありました。ガバナンスの欠陥、そして増資インサイ

○政府参考人(岳野万里夫君) リーマン・ショット
その報道を受けまして、この一年半、証券等監視委員会はどのような組織変更をしたのか、若しくはどのようにことをしたのか、話せる範囲で説明をお願いします。

して、ページ、二ページを御覧ください。
こちらは、二〇〇九年七月一日の十五時四十五分に増資をするという公表がなされています。通常、証券取引所は十五時に終了しますから、その後に情報が公開されております。

だー、こういった問題です。つまり、あなたの市場が批判されているんです。その当事者意識を是非持つてほしいと思うんです。もう残念ですが、当事者意識がないと私は思います。

ク後の大型公募増資ラッシュ時に問題が認められましたことから、私どもいたしましても、増資インサイダーの問題には当時から関心を持つて市場監視の対象としてまいりました。

その際、多段の名義ごつごつで膨大な取引を伴

次のページを御覧ください。
上の表の棒グラフに閉しましては、取引の商い
が公表前に急激に伸びたということであります。
確率的に言いましたら、下の正規分布の表であり
ますが、百万分の一・五ということがあります。
さらには、ページ、八ページ、日本板硝子、こ
ちらはインサイダー取引として認定されておりま
すが、同様に、二〇一〇年八月二十四日十六時
に公表されたはずなんですが、公表日前に大きく臺
らへて、いる、ということです。ページ、八ページ、

いと思います。この問題に関して、金融庁はどう考えているのか。特に、東京証券取引所に対して、どうあるべきだと考えているのか。金商法の中で議論すべきテーマです。

析していく必要がございましたので、まず、本日
ここに出席いただいている東証の齊藤社長以下
の御協力をいただきまして、基礎的なデータの解
析から入っていったわけでございます。

上あり得ない、どこからか情報が漏れると、こういつたリストであります。これは前一ヶ月の商いに対して約九・六五倍になつています。こういつたことがあり得たということです。

御覧ください。

さらに、ページ、十ページ、十一ページ、どの投資家が売つていたかということでござります。その中で一つ名前を出せますのは、エージアン。

○国務大臣(松下忠洋君) 申すまでもありませんが、経営に対する監督機能、これが十分に確保されているということ。これは良質な経営を確保する上で極めて重要だと考えております。また、我が

たた 今回の調査対象は内外のプロ投資家によるクロスボーダー取引を利用いたしました非常に困難な事案でございます。そういうことを受けまして、私どもいたしましては、昨年の八月

同じように、平成二十一年一月一日からこういった鉛柄をランキンギをしましたところ、二十鉛柄作つてまいりました。どうして公表前に取引が、量が増えるのか、これが日本市場の構造的なマネジメント、こちらはいわゆるジャパン・アドバイザリーでござります。それ以外に多くのヘッジファンドが売却していると。こういった状況に関して、是非ここで議論した

いと思います。つまり、本来でしたら確率的に得ないので恒常に情報漏れがあり、公表データでしかりと公表されていると。

こういったデータに関して、実は私の方で東証自らが自分のために、つまり、東京証券取引所の機能を高めるためにやるべきなんですが、なかなか自らやっていかなかったという状況です。

このことに関して、東証の齊藤社長、御見識、若しくはどういうことをこれからやっていかか質問したいと思います。できましたら、手短にお願いします。

○参考人(齊藤惇君) お答えいたします。

この空売りのデータ、これは十ページ等々にあります。これは公開されている、我々のところに、ホームページに公開されているものであります。先生御指摘のとおり、これはリーマン・ショックが起きたときにイギリスのシステムを日本へ持ち込んで急速につくったやり方が今このままであるということでありまして、今後、これをもう少し見やすいように改善するということはやつていかなければいけないかと思っております。

このデータは、既にもう情報会社辺りが自分なりに修正して有料で売り出したりしております、市場に普及しているデータではありますが、我々としてはもう少し見やすいようにしたいといふことが一つです。

それから、先生の御指摘の、これは問題があるんじゃないかと、これは東証で分からぬのかとにかくこういう数字はあるんですけど、私もしてはあくまでも自主規制法人、これは監視委員会等々に自主規制法人がこういうデータをお渡ししているいろいろ問題点を提起するという仕事ぐらいまであります。我々自身が行政官でもありませんし、そこは十分監視委員会と連絡をし合つておるということだけ報告したいと思います。

○大久保勉君 齊藤社長のコメントに対して一つページをクリックしました。PDFファイルになりますが、いかにも見づらいです。いかにも公表していますと、こういう事実だけを載つていますが、なかなか自らやっていかなかったということがあります。実際に、この二十銘柄に関して一ヶ月誰が売つていたかということで東証の職員にお願いしました。そうしたら、一週間近く掛かりました。どうして早くできないのか、いや、一つ一つ調べます。実際には、役所とも話しながら、もう少し見やります。実際には、この二十銘柄に関して一ヶ月誰が売つていたかということで、我々は、上場ルールに関しましてもやはり独立した取締役をかります。やはり、普通でしたら、例えばエクセルシートにするとかデータベースにして一覧性、何をしているか分かると、こういったことが本来自主規制機関としてあるべき姿だと思っていました。

ですから、東証は誰を向いているかということなんですね。つまり、東証の株主が証券会社であつたり、若しくは大きな投資家含むヘッジファンドしか見ていないとしましたら、いわゆる中小の投資家であつたり海外の真面目な年金基金は東証の上場企業の株というのは信頼できないというふうになるんじゃないですか。そのことがPBRが一を割つてきているということです。是非自ら自覚してほしいんです。

今回は、金商法として最大のテーマといいますのは、東証をいかにアジア若しくは世界で、中心である証券取引所にするか、こういった問題でありますから、自らが変わらないといけないと感じます。このことに関して、松下金融大臣の御見解をただしたいと思います。

○国務大臣(松下忠洋君) 資料を提示していただいていると、厚生労働省の参考人、御意見を聞きたいと思います。

○政府参考人(蒲原基道君) お答え申し上げます。

I Fについて申し上げますと、積立金の管理運用につきまして具体的な方針として管理運用方針といたしまして、その結果、本年三月以降には、御指摘のように五件のインサイダー取引にかかる課徴金勧告を行つたものというふうに承知をしております。

また、お尋ねの、これ以上ないのかどうかといふ御質問につきましては、これはお答えは差し控えさせていただきたいというふうに考えています。仮に法令違反が認められれば、これは証券取引等監視委員会において厳正に、厳正に対処されるものというふうに承知をしております。

担当大臣として申し上げれば、一般論ですけれども、証券取引等監視委員会が公募増資に関連したインサイダー取引といった我が国市場の信頼を損なう問題に対して、取引所や海外当局とも連携しながら実効性の高い市場監視を行うことが、我が国市場の透明性の向上に資するものだというふうに強く考えております。

以上でございます。

○大久保勉君 そろそろ時間ですので最後の質問にしたいと思いますが、厚生労働省の参考人に質問したいと思います。

○政府参考人(蒲原基道君) お答え申し上げます。

まず、公的年金の積立金の運用を行いますGP

当該ファンダムは選定しないというふうにルールを決めてございます。

御指摘のようなインサイダー取引等の事案があつた場合は、この管理運用方針に基づきまして、具体的な内容を踏まえた上で、専門家から成ります運用委員会の意見も聞きながら適切に対応していくということにしたいと思っています。

あわせまして、一方、厚生年金基金の方でございます。こちらにつきましては、委員御承認のとおり、運用に関してガイドラインというものを作成し、厚生労働省の方で定めています。現行の中でも、その中で、運用受託機関の選定に当たりましては、当該機関の運用体制等についてきちっと考慮して行うといったことをきちっと定めておるところでございます。

実は、さらに、近々このガイドラインを改正をしようということで今パブリックコメントをしているところでございますけれども、その中で、オルタナティブ投資等を行うような運用受託機関の選定に当たりましては、法令あるいはこうしたガイドラインの遵守状況等、内部統制体制についてもきちんとチェックしていくと、こういうことをやつていいこうとうに考えてございます。

いざれにしても、こうした取組を通じて、各基⾦におきまして適切に運用受託機関の選定を行つていただきたいというふうに考えてございます。
○大久保勉君 時間が参りましたので、これで終了したいと思います。

○愛知治郎君 自民党的愛知治郎でございます。

冒頭でありますけれども、先ほど松下大臣からこのような発言がありました。本日の委員会、開催をしていただきまして、また法案審議をしていただくことに感謝ということで御発言がありましたが、本日の委員会は、あろうことか与党側の委員の皆さんの出席が足りずに定刻に開催できなかつた。このことに対するいろんな意味を含めて松下大臣の発言があつたと思うんですけれども、はつきりと申し上げますが、現在の政権においては、政府・与党が一体となるべきところ、政

府の対応と与党の対応がばらばらではないかと、政権の体を成していないのではないかということを我々としても申し上げざるを得ない。与党の側にはこの点について強く自覚を促すとともに、今後しっかりとした政府・与党一体とした対応をしていただきたいということを申し上げたいと思います。

いずれにせよ、今日ちょっといろいろ質問したかったことがありましたので、白川総裁にお越しをいただきました。まずは、時間が限られているということなので、総裁に質問をさせていただきたいと思います。

先ほどは民主党の大久保委員から、これは東証の問題ですね、公募増資に関するインサイダーの問題が取り上げられましたけれども、これは海外でもいろんな問題が起きております。今日は、ロンドンの銀行間取引金利、いわゆるLIBORについてお伺いをしたいと思いまして白川総裁にお越しいただきました。

まず、このLIBORの問題について、基本的な総裁の認識を伺いたいと思います。

○参考人(白川方明君) お答えいたします。

LIBORは、金融市场における重要な金利の指標でございまして、今回指摘されています不正操作は金融市场の公正性に対する信頼を損なう、市場メカニズムの健全な発揮を阻害しかねない重大な問題だというふうに思っています。

金融機関においてこうした不正操作を防止できるような体制を確保することとともに、金利指標の作成にかかる諸機関が指標の信頼性を担保で保する上で重要であるというふうに思つております。

○愛知治郎君 信用問題ということでお話をいたしました。認識としては正しいと思いますが、これは、日本また世界各国、全てでありますけれども、リーマン・ショックも含めて、金融の信用性が失われているおかげで大変な問題が連鎖的に起つていて、徹底的にこれはもう対岸の火事ということではなくて、自分のこととしてしつかりと見ていかなくちゃいけないと思います。

ちなみに、LIBORのそのシステムそのものについて、不正があつてはいけないということだつたんですけども、このシステムも、FRBのバーナンキ議長や英国の中央銀行総裁であるキング総裁等も言つておりますが、まず、バーナンキはLIBORには構造的な欠陥があると。キング総裁においても、LIBORシステムの抜本的な改革が必要であることは明白だというふうに発言をされております。

このシステムそのものに対する、現在、白川総裁の立場で結構ですけれども、LIBORシステムそのものに対する見方とはどのような見方をされているのでしょうか。

○参考人(白川方明君) お答えいたします。

バーナンキ議長の発言については、私も発言録を読みましたけれども、バーナンキ議長の発言も踏まえながら、私が感じていることで申し上げますと、一つは、LIBORという金利を報告するときに、各銀行の中で実際のトレーダーと、それからレートを報告するセクション……(発言する者あり)セクションの関係、この面で不正操作が起きないような体制をしっかりとつくっていくことがあります。それからもう一つは、これはやや概念的な問題になつてしまいますが、金融市场において金利の実勢をどうやって把握するのかということが、それ自体が実は大きな問題、大きな論点を含んでおります。

と申しますのは、例えばリーマン・ショックの後を考えてみると、金融市场で大変ストレスが高まって取引が成立をしないという状況でござります。しかし、そういう状況の下でも市場の参加者にとって金利指標が必要であるということです。そういう状況の中でどうやってその実勢というものをそもそも見付け出していくのかという作業がございます。これは不正ということとはまた別の問題として、そもそも哲学的な問題としてどう

やつて実勢を把握するのか、実勢を定義するのか

という問題でございます。そういう意味でなかなか難しい点はございますけれども、しかし、こうした点について知恵を出して、どうすれば改善が図れるのかということをしつかり考えていく必要があるというふうに思つております。

○愛知治郎君 ちょっと今聞こえなかつた部分があつたので確認をしたかたんですけれども、LIBORシステムそのものに何か問題があるとは思つていません。

○参考人(白川方明君) LIBORシステムといふ言葉でどの範囲を指すかということなんですか。

一つは、個々の報告、銀行の中での体制の問題でございます。個々の銀行の中では、市場に接するトレーダーと、それから今度は実際に英國銀行協会に報告するその部署と両方ございますけれども、その市場のトレーダーの部署から報告の部署に対する働きかけが行われるということはこれはあってはならないわけですから、そうしたこ

とをどうやって防いでいくのかというのが一つの問題でございます。これもLIBORシステムといふればLIBORシステムでございますけれども、それはすぐれてその個々の金融機関の中での問題でございます。

それから二つ目の問題は、金融市场において取引が成立をしていないというときに、そもそもどういうレートを実勢として認識するのかという問題でございます。バーナンキ議長が議会で証言している場合の構造的な欠陥があるというの

はあるんではないかという趣旨の発言だというふうに理解しました。

それをもし問題であるということを考えた場合には、これは対案としては、実際の取引データに基づいて報告をするということになつてしまります。しかし、この場合には取引があるということとしてどう

が前提でございまして、もし取引がなければ今度は報告するデータもなくなつてくるということになつてまいりますから、そういう意味でなかなか難しい問題をはらんでいるというふうに思いました。そういう意味で、正確にそのバーナンク議長がどういう意味で構造的な欠陥があるのかと言つたか正確には分かりませんけれども、その辺の難しさを議長は証言で言つていたというふうに思ひます。

○愛知治郎君 私は専門家ではないので、ちょっと詳しくは本当に深くは分からないですけれども、例えば欧洲委員会が、これは二十五日だと思ふんですけれども、LIBORの不正操作を違法とする法案をまとめて公表しているということなんですけれども、元々チエックシステムも含めて、この金利の操作 자체が違法となつていなかつたわけですね、今まで。それに対して法的枠組みで規制をかけていくという動きになつていると思うんですが、まだまだ自主的な取組だけということなので、しっかりととした制度整備もできていないんじゃないかというのが問題意識なんですねども、いかがでしょうか。

○参考人(白川方明君) 日本銀行自身は規制当局ではございませんので、その規制の細部にわたつて状況を承知しているわけではございませんけれども、今の歐州の動きはともかくとしまして、この問題について一般的に考えた場合には、個々の金融機関の中で不正な働きかけ、この不正な働きかけが行われないような体制をしっかりと組み入れていくことが大事だと思いますし、仮にそうした不正な取組がなされた場合には、それはしっかりとそれに對してチェックをかけていくということが必要になつてくるというふうに思います。

○愛知治郎君 この点については後でまた金融庁としつかりいろんな話を議論をしたいというふうに思います。ちなみに、今LIBORの話でしたけれども、日本のLIBORについてなんですかねども、こ

の点について、これまた時間が限られていますので、出られる前に白川総裁に伺いたいと思いますが、同様な問題意識を持つてこのTIBORを見たときに、白川総裁、何か問題があるかないか、LIBORとの違いも含めて見解を伺いたいと思います。

○参考人(白川方明君) ヨーロ円TIBORとそれから円のLIBORでございますけれども、共に円資金の銀行間取引におけるいわゆるタームレートを提示する金融機関、いわゆるレファレンスバンクの頗ぶれや、あるいはレートの算出方法が異なつております。

少し具体的に申し上げますと、TIBORについては、レファレンスバンクが全銀協の指定する方法に従つて、プライムバンク、主要銀行間の取引を想定した場合の市場実勢とみなしたレートを提示するというふうに理解しています。一方、LIBORにつきましては、これはレファレンスバンク自らがロンドンのインター銀行市場において相応の規模で調達可能なレートを提示することだというふうに理解しております。

○参考人(白川方明君) このように、円のLIBORとそれからTIBORではレートの作り方が違つておりますけれども、いかがであります。

現在、TIBORにつきましては、全銀協においても、今の欧州の動きはともかくとしまして、この問題について一般的に考えた場合には、個々の金融機関の中で不正な働きかけ、この不正な働きかけが行われないような体制をしっかりと組み入れていくことが大事だと思いますし、仮にそうした不正な取組がなされた場合には、それはしっかりとそれに對してチェックをかけていくということが必要になつてくるというふうに思います。

○愛知治郎君 この点については後でまた金融庁としつかりいろんな話を議論をしたいというふうに思います。ちなみに、今LIBORの話でしたけれども、日本のLIBORについてなんですかねども、こ

ですか、一部業務の一時停止命令ということでおこらないことになつております。これらは金融機関が金利の変更を銀行に對して働きかけをしていたという動きに對する処分だといふうに聞いています。その点についても、たとえばLIBORとの違いも含めて見解を伺いたいと思います。

○政府参考人(細溝清史君) 昨年の十二月に、シティバンク銀行、シティグループ証券、それからUBSの銀行と証券につきまして処分をしております。

その概要を申し上げますと、まず、証券会社の方、これは共通しております。TIBORとLIBORについて、自分のグループ銀行のレート提示者に対して働きかけを行つたということで、そういうことが法令に違反があつたということでおこなつて処分をしております。

銀行の方は、働きかけを受けながら上位者に報告を、そうした働きかけを受けながら上位者に報告をしていなかつたという意味で、内部管理体制に問題があるということで業務改善命令を行つたものでございます。

○愛知治郎君 この点について、LIBORのよろしいんでしょうか。

○政府参考人(細溝清史君) LIBORにつきましては、現在、イギリスでバーケレイズ銀行で出たものは二つの事柄がございました。一つは、証券取引をやつていてるトレーダーが自分に有利になるように関連した職員に対してレートの提示の働きかけを行つたということと、もう一つは、銀行の上級管理者が、銀行の信用力といいますか、それについて持たれないよう低いレートを提示するようにレート関係者に働きかけたということです。

○愛知治郎君 ちなみに、金融庁に伺いたいと思うんですが、昨年、幾つかの金融機関を処分している各プロセスについて関係者に対する点検を実施しているという旨が公表されております。私は銀行としては、中央銀行の立場からそうした点検の状況をしつかり見守つていただきたいというふうに思つております。

○愛知治郎君 ちなみに、金融庁に伺いたいと思うんですが、昨年、幾つかの金融機関を処分しているとと思うんですけれども、このTIBORの問題で。シティグループ証券であるとかUBS証券

があるといった意味での事件はTIBORでは起きたがいまして、起きましたのは同じようですが、これがTIBORもLIBORも共通しております。

○愛知治郎君 結果として、私の認識なんですかねども、不正な金利の操作が行われなかつた、TIBORにおいてですね、という結果はまあ金融機関としても、たまたま欧州とは特に違つて資金調達ができない状況にはなかつた。まあそれが日本での金融機関の方が健全だったたとえども、今の状況、この構造だと思います。

○参考人(白川方明君) これはLIBORもそうです。LIBORと同じような問題にはなかつた。まあそれが日本での金融機関の方が健全だったたとえども、今の状況、この構造だと思います。LIBORにおいてですね、という結果はまあ金融機関としても、たまたま欧州とは特に違つて資金調達ができない状況にはなかつた。まあそれが日本での金融機関の方が健全だったたとえども、今の状況、この構造だと思います。

○参考人(白川方明君) これはLIBORもそうです。LIBORと同様の問題にはなかつた。まあそれが日本での金融機関の方が健全だったたとえども、今の状況、この構造だと思います。

○愛知治郎君 ありがとうございます。銀行の基礎は、これは信頼でございます。金利指標において不正な行為が行われたということは、これは信頼をやつぱり損なうということございます。そういう意味で、多少抽象的、一般的なお答えになりますけれども、そうした不信の念を持って見られることのないように、しつかりと対応していくことが大事だというふうに思つております。これはあくまでも一般論でございますけれども。

個々の事案につきましては、私も必ずしもその詳細を承知しているわけではありません。一般的に思つております。これはあくまでも一般論でございます。

○愛知治郎君 ありがとうございます。白川総裁、時間がなくなりましたので、最後に

一問だけ伺いたいと思います。

このLIBORの問題が日本へ与える影響はまだ根が深いと思うんですけれども、これからいろんな問題出てくると思います。刑事訴追の問題もありますけれども、これらの問題が日本にどう影響を及ぼすか、総裁の見解を伺いたいと思います。

○参考人(白川方明君) LIBORの件につきましては、現在まだこれは捜査、英米の当局あるいは欧州もそうでございますけど、いろんな今、調査が行われている段階でございます。したがつて、今全貌がつかめているわけではございませんので、あくまでも一般的な答えということになつてしまりますけれども。金融に対する信頼が低下をしていくということは、これは個々の取引ということが別にしましても、全体として経済に対しこれは決して望ましいことではございません。

それから、金融システムとの関係でございますと、このLIBORの件それ自体というよりか、今、欧洲の債務問題、これがより大きな問題として今展開しておりますので、実際の金融市场への影響とそういうことが、どれがどれというところではございません。ただ、私としては、この欧洲の債務問題によって金融市场が非常に神経質な地合いを続けており、このLIBORの件といふことは、これは金融に対する信頼を損ないかねないという意味で、これは注意をして見ていく必要があるというふうに思っております。

○愛知治郎君 ありがとうございます。是非、注視をしていただきたいと思います。

私自身、自戒の念を込めて、今までの記憶をたどつて思い起こしているんですけども、サブプライムローンの問題、この委員会でもさんざん取り上げられていましたが、当時の大臣、与謝野大臣ですか、この問題は蜂の一刺し程度のものだという発言もしていましたけれども、実際に直接的な影響というのは確かに少なかつたかもしれないんですけども、あれに端を発する大きな金融危機が起きてしまった。それが日本に大ダメージ

を与えてしまったこともあります。

LIBORはLIBORの問題で、TIBORとはちょっと区別しなくちゃいけないというふうには思うんですが、この問題一つが引き金となつてもつと大きな問題が引き起こされる可能性もあります。是非、市場をしっかりと注視をして、適切な対処をしていただきたいと思います。

時間がありますので、白川総裁には退席されて結構でございます。

○委員長(尾立源幸君) それでは、白川総裁、御退席していただいて結構でございます。

○愛知治郎君 改めて、今問題、引き続き金融庁に伺いたいと思います。改めてですけれども、TIBORのこの構造的な問題、システム、制度を見直して、何らかの改革改善をする必要があるのではないかと私は思うんですけども、金融の見解を伺いたいと思います。

○政府参考人(細溝清史君) TIBORにつきましては、全国銀行協会が集計し、設定しているものでございます。

この問題は二つあると思います。そういうTIBORの運用の問題と、それから、それに対する報告をする提示行の内部管理体制の問題、この二つに分けて考えられるではないかと思っております。

TIBORの見直し、TIBORにつきましては、現在、全銀協におきまして全提示行について一斉点検を行つた上で、必要があれば見直しを検討するということと承知しております。まさに、全銀協が自らの責任においてTIBORの公平性、透明性をより一層高める観点から自主点検を開始したものと認識しております。

なお、そのTIBORの運営は、一義的には取りまとめである全銀協において対応すべき問題ではございますが、それに對して報告する提示行の方につきましては、個別の金融機関の内部管理体制に関しまして、金融庁といたしましては、検査監督を通じて、仮に問題が認められた場合には必要に応じて適切に対応してまいりたいというふう

に思っております。

○愛知治郎君 この点はしっかりと監視をしていただいて、自主的取組が基本ではありますけれども、先ほどのように自主的取組に任せているだけではこういう問題必ず起こりますので、徹底的に調査をしてシステムそのものの改善も検討していただきたいと思います。先ほどの増資のインサイダーの問題もそうなんですか、やはり自主的な取組だけではこれは限界があるなというふうに思いますので、是非よろしくお願ひします。

では、本題のこの法案についてお伺いをしたいと思うんですが、以前、当委員会においてだと思ふんですけれども、東証に視察に行きました、そちらで関係者の意見を伺つたということがありました。そのときに、関係者の方々のお話によると、総合的な取引所、また経営統合、そういうことをしていく必要性は理解をした上ではあるけれども、法律等で強制してそれをやらせるのではなくて、取引所に、まさにこれは自主的な判断に任せてほしいという声を聞きました。

今まで、結果として、今、東証、大証、統合するという流れになつていますけれども、これまでの経緯について改めて伺いたいと思います。

○国務大臣(松下忠洋君) 現在、金融大臣でございますけれども、一年半、経済産業副大臣としてこの問題にも取り組んでおりまして、内閣府、金融庁そして農林水産省とも一緒になって取り組んでまいりました。いろんな議論がございましたけれども、やはりアジアの中の中心的な役割を果たしていくべき取引所、この狭い日本の中に幾つかに分かれていることのやつぱり利便性、使う側として、あるいは、一歩高みに乗せて、上に上がつて、アジアの中で中心的な役割を果たしたいたいということでいけば、かなり問題があるんではないかという意識の下に、みんなで集まつていろいろ議論を始めたのがきっかけでございます。

しかし、委員がおっしゃったように、これは、法律で決めてこうしろああしろと言つて、枠をはめてやるものではないんだということは、私たち

の議論の中でも出ておりました。そういう人たちが、アジアの、あるいは世界に向かつて大きな動く場、あるいは利便性を考えた取引の場をしっかりとつくっていけることができるような環境とか、我々が手伝えるいろいろなシステムの問題とかといふことをしっかりと統一させることによつて、より効率的なより良い商品ができる、そしてアジアの中で力を付けていくということができるんじゃないかなというようなことを議論をしてまいりました。

難しい問題もございました。金融の問題だけじゃなくて、金の問題もありますし、お米の問題もありましたし、ですから、そういうものを含めて議論した結果、私たちは、この総合取引所は金融庁の下に一元化して、その中で自由な目標に達するような取組をしていくべきじゃないかと。経済産業省や農林省も共管と一緒にという話もございましたので、そこはしっかりと連携できました。

難しい問題もございました。金融の問題だけじゃなくて、金の問題もありますし、お米の問題もありましたし、ですから、そういうものを含めて議論した結果、私たちは、この総合取引所は金融庁の下に一元化して、その中で自由な目標に達するような取組をしていくべきじゃないかと。経済産業省や農林省も共管と一緒にという話もございましたが、ここは金融庁にお任せして、しかし、商品を扱っている分野が経産省にも農林省にございましたので、そこはしっかりと連携できました。

協議会等をつくってやつていくという仕組みになつたわけでございまして、そういうことを二年半やつて、商品を扱っている分野が経産省にも農林省にございましたので、そこはしっかりと連携できました。しかし、日本はやはりそういうことに負けないで、より目標に向かつてやつて、こういうことで、大証とそして東証が自主的に我々が議論して、また、やはりいろんな事情があつてやめになつたわけございまして、そういうことを二年半やつて、商品を扱っている分野が経産省にも農林省にございましたので、そこはしっかりと連携できました。

協議会等をつくってやつていくという仕組みになつたわけございまして、そういうことを二年半やつて、商品を扱っている分野が経産省にも農林省にございましたので、そこはしっかりと連携できました。しかし、日本はやはりそういうことに負けないで、より目標に向かつてやつて、こういうことで、大証とそして東証が自主的に我々が議論して、また、やはりいろんな事情があつてやめになつたわけございまして、そういうことを二年半やつて、商品を扱っている分野が経産省にも農林省にございましたので、そこはしっかりと連携できました。

○愛知治郎君 ありがとうございます。

金融庁であるとか経産省であるとか所管の問題は別として、基本的にはその経営判断ということと、民間の方の判断に任せてそれを支援していく形だということでおろしいんでしょうか。

○政府参考人(森本学君) お答えいたします。

今回の法案は、総合取引所の実現を制度的に可能にするための施策を盛り込んだものでございました。総合取引所の実現そのものは、民間企業でございました。

ざいます各取引所の経営判断に最終的に委ねられているということございます。

その上で、金融庁といたしましては、この法案が成立いたしますれば、総合取引所、総合的な取引所が早期に実現いたしますように、関係省庁と連携しながら取引所、取引業者など関係者に協力の要請をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○愛知治郎君 分かりました。

では、この法改正によって取引参加者にどのようないくつかの具体的なメリットがあるのか、その点についてもお伺いしたいと思います。

○国務大臣(松下忠洋君) 諸外国において、取引所間の統合、再編をめぐる動きが進展しております。取引所はその世界的に激しい競争にさらされているというふうに認識しています。

こうした中で、この成長著しいアジアの中にあつて我が国市場がアジアのマーケットを目指すためには、やはり証券、金融、商品の垣根を取り払う、これらを横断的に一括して取り扱うことのできる総合的な取引所というものを考えております。取引所はその世界的に激しい競争にさらされているというふうに認識しています。

こうした観点から、今般の法案には総合的な取引所を実現するための施策を盛り込んでいるところでございます。

今般の改正案によりまして、投資家と利用者、これは取引参加者ですけれども、にとつては、一つの取引所、総合的な取引所で株式や社債、株価の先物や為替先物といった金融商品のみならず、金の先物といった商品デリバティブについても取引が可能となるということで、取引の利便性が上がるかに向上していくかということを私は期待しておまりまして、それによつて利便性も上がり、人も集まつてくるというふうに考えているんです。努力したいと思っております。

○愛知治郎君 ありがとうございます。

メリットについては大きなメリットがあるとうございましたけれども、ただ、今回の法改正が実現しても、今触れられましたデリバティブ

取引についても口座の一元化の問題とかあとは税制の一元化など残された課題もあると思うんですが、これらの課題については金融庁としてどのように取り組んでいくのか、見解を伺いたいと思いま

ます。

○副大臣(中塚一宏君) 大変に重要な御指摘をいたいたと、そういうふうに思つております。

やはり、口座とか税制を一元化して初めて投資家や利用者の利便が向上をしていくわけであつたりとして、そのことによって初めて総合的な取引所が実現できる、そういうふうに言つてもいいと、そう思います。株とか金融商品とかで、配当やら譲渡やらで税制、税率がばらばらであつたりとか、あるいは損益通算等ができるようになればそれはますます望ましい、麗しいことでありますので、また年末税制改正もござります、これからも御指摘を踏まえて取り組んでいきたい、そういうふうに思つております。

○愛知治郎君 まだまだ課題が山積しているといふことで、しつかりとそれは継続的に取り組んで御指摘を踏まえて取り組んでいきたい、そういうふうに思つております。

は、我々の自民党政権以来、長期にわたつて議論されてきたことでありますし、継続的にやらなく

いつてほしいというふうに思います。

○愛知治郎君 まだまだ課題が山積しているといふことで、しつかりとそれは継続的に取り組んで御指摘を踏まえて取り組んでいきたい、そういうふうに思つております。

は、我々の自民党政権以来、長期にわたつて議論されてきたことでありますし、継続的にやらなく

いつてほしいというふうに思います。

○愛知治郎君 まだまだ課題が山積しているといふことで、しつかりとそれは継続的に取り組んで御指摘を踏まえて取り組んでいきたい、そういうふうに思つております。

は、我々の自民党政権以来、長期にわたつて議論されてきたことでありますし、継続的にやらなく

いつてほしいというふうに思います。

○愛知治郎君 まだまだ課題が山積しているといふことで、しつかりとそれは継続的に取り組んで御指摘を踏まえて取り組んでいきたい、そういうふうに思つております。

な競争から取り残されかねず、一刻も早いその成り立に向けて最大限努力してまいりたいと考えております。

議論の過程でどうしても我が國の中では省庁のいろんな縦割りの議論が起こりましたけれども、持ち上げてはちょっとあれではけど、私が決めました上で、そしてそこでやつていくと。ただし、いろんな従来扱つてきた商品とか、それから穀物等もございますので、そういうものについてあるだらうけれども、金融庁にひとつしつかりまとめた上で、そしてそこでもう少しやつかりとサポートしてやつっていくというこ

とでやろうじやないかということで、今回の法案の提出ということになりました。

長年努力いたしました先輩の方たちにも厚く御礼申し上げるところでございます。

○愛知治郎君 今大臣のおっしゃられるとおりで、なぜ今なのか。東証、大証の統合のタイミングというのもありますし、国際競争、今重要な時期に差しかかっているということで、一日でも早くこの法案を通してしつかりとした法制度を含めた整備をしなくてはいけない、問題認識は共有をしているつもりであります。

ただ、だからこそ、今日、委員会の審議、残念だつたんすけれども、与党側の問題で開催が危
けない理由は何か、その点について、なぜ今な
かということを伺いたいと思います。

○国務大臣(松下忠洋君) 御指摘のとおりです。
総合的な取引所は、自民党政権時代から長期にわ
たつて議論されてまいりました重要な政策課題でございました。

昨年の十一月二十二日の東証と大証の経営統合が実現に向けた制度整備は、我が国金融資本市場が国際的な市場に伍していくための喫緊の課題というふうに認識した次第でございます。今般の制度整備が遅れる場合には我が国金融資本市場は国際的

な政策を今まで打つてきましたが、我が国の株式市場の動向を見てみると、やはり、成長著しいアジアのマーケットとは対照的に停滞を続けているというのは事実であります。ちなみに、こういった中で、こ

の法改正がどのように効果を發揮していくのか、先ほどどちよつと重なるところもありますけれども、改めて大臣の見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(松下忠洋君) 御指摘のとおりです。
最近の株式市場の上場時価総額を見てまいりますと、アジアを始め世界の主要な株式市場では上場時価総額が大きく増加しているのに対しまし

て、我が国株式市場の時価総額はおむね横ばいに止まっています。また、工業品や農業品などの商品市場においては、世界の市場規模がこの六年で四倍に増加しています、四倍です。一方、我が国の方は逆に四分の一に縮小しているということなんですね。

これは厳しい状況でありますけれども、こういう状況を長く放置していた責任というのも私たち関係者は感じなきやいかぬと思っておりまして、この二年半、集中的にこの議論をしてまいりました。

こうした状況を打破するためには、我が国市場のものが国内外の投資家、利用者から見て高い魅力のある市場になつていいのか、そしてまた使

いやすくなつていいのか、利便性はどうかというところもしっかりと審議をして通さなくてはいけないというこの二年半、集中的にこの議論をしてまいりました。

こうした状況を打破するためには、我が国市場のものが国内外の投資家、利用者から見て高い魅力のある市場になつていいのか、そしてまた使

いやすくなつていいのか、利便性はどうかとい
う、そういう問題意識がありましたので協力は

してありますけれども、重ね重ね与党の皆さんにはこういう点についてしつかりとした対応を求めるかと思います。

○愛知治郎君 ちなんに、次、違う話をちょっとしたかったんす。
でも、この金融法の改正の目的として、先ほど言いましたように国際競争力の強化、利用者の利便の向上等が掲げられておりますけれども、これらの問題、我が国のバブル崩壊以降、投

資家と利用者にとつては、一つの取引所で多様な商品の取引が可能となります。これによつて、我が国市場が使い勝手の良いものになれば、レベルアップして、システムを同じに合わせて、そなうすれば国内外からの資金を更に呼び込むことも可能になるというふうに強く期待しています。

このように、今回の法改正は、我が国市場の国際競争力の強化につながるもの、そして成長戦略、あるいは我が国の再起動そのものに大きな力も出してもらえるものというふうに期待しているわけでございます。

○愛知治郎君

全くおつしやるとおりだと思います。しつかりと早く取り組んでいかなくてはいけないと想いますが、ちなみに、今十分な手を打つてこながつたという自戒の念というか反省を述べられておりましたけれども、改めてこれは検証したいと思うんですけれども、今までどういった取組、我が政権のときにもいろんな取組はしてきたと思うんですが、今までの取組、主なもので結構です。どういったもの、どういったことをやつてきたのか、またそれに対する効果についてもどのようにとらえているのか、大臣の見解を伺いたいと思います。

○國務大臣(松下忠洋君) 証券市場の改革のための主な取組、これはずつとやつてきた歴史がございます。

二〇〇四年には金融改革プログラムを作りました

た。そして二〇〇六年の金商法制定による包括的、横断的な利用者保護法制の整備をいたしました。二〇〇七年には、市場強化プラン、これは金融・資本市場競争力強化プランでございますけれども、これを作つた。そして二〇一〇年には、金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプランを作つております。これらの取組が利用者の利用の向上、利便の向上、そして全体のレベルアップにつながつて個人株主数や海外の投資家の我が国株式市場への参入の着実な増加にも寄与してきたのではないかというふうに考へてきています。

ところでございます。

我が国株式市場の成長率がアジアなどの他国の中でも出してもらえるものというふうに期待している面があるというふうに考えておりまして、ここで「ここも私たちが努力していかなきやいかぬ」ところだというふうに思つていています。

以上です。

○愛知治郎君 というと、今までの取組は十分な効果を發揮しておられたといふ自負を持つておられるのか、改めて伺いたいと思います。今の言い方だと、十分な効果があつたというふうに聞こえるんですが、いかがでしょうか。

○國務大臣(松下忠洋君) 十分な成果があつたかと言われると、やはり経済のその後のいろんな動きもございましたから、思うとおりにはいかなかつたと思うんですけれども、今までどういった取組、我が政権のときにもいろんな取組はしてきたと思うんですが、今までの取組、主なもので結構です。しつかりと早く取り組んでいかなくてはいけないと想いますが、ちなみに、今十分な手を打つてこながつたという自戒の念というか反省を述べられておりましたけれども、改めてこれは検証したいと思うんですけれども、今までどういった取組、我が政権のときにもいろんな取組はしてきたと思うんですが、今までの取組、主なもので結構です。どういったもの、どういったことをやつてきたのか、またそれに対する効果についてもどのようにとらえているのか、大臣の見解を伺いたいと思います。

○國務大臣(松下忠洋君) 証券市場の改革のための主な取組、これはずつとやつてきた歴史がございます。

二〇〇四年には金融改革プログラムを作りました

た。そして二〇〇六年の金商法制定による包括的、横断的な利用者保護法制の整備をいたしました。二〇〇七年には、市場強化プラン、これは金融・資本市場競争力強化プランでございますけれども、これを作つた。そして二〇一〇年には、金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプランを作つております。これらの取組が利用者の利用の向上、利便の向上、そして全体のレベルアップにつながつて個人株主数や海外の投資家の我が国株式市場への参入の着実な増加にも寄与してきたのではないかというふうに考へてきています。

松下大臣から、七月の四日であったと思いますが、金融審議会の方にインサイダー規制の見直しについて質問をいたしまして、この答申を待ち、

株式市場の成長性が实体经济の動向と密接に関連している面があるというふうに考えておりまして、そこで私たちが努力していかなきやいかぬと

ころだというふうに思つていています。

七社であります。報告微求命令を発しておるところであります。八月三日に回答をいたくようになりますが、その報告についてはちゃんと公表もしてくれということを重ねて命令をしておりますし、また、今、十二の主要幹事会社を務めた証券会社に対しまして、国内が五社、外資が

七社でありますけれども、やはり高い公共性を担う金融機関の役職員の職業倫理といいますか、モラルの問題や、それとあと、商慣行、今までやつて

かつたと思っています。しかし、一定の我々の努力をしてきた成果が今回の改正にもつながつてしまつたようなども含めて、まずは自ら点検をしてい

たたけでありますけれども、そういうふうに思つたやり方が果たして本当に適当かどうかといつたことを申し上げて、私の質問を終わります。

第一義的には法人関係の内部管理体制のチエックでありますけれども、やはり高い公共性を担う

金融機関の役職員の職業倫理といいますか、モラルの問題や、それとあと、商慣行、今までやつて

かつたと思っています。しかし、一定の我々の努力をしてきた成果が今回の改正にもつながつてしまつたようなども含めて、まずは自ら点検をしてい

たたけでありますけれども、そういうふうに思つたやり方が果たして本当に適当かどうかといつたことを申し上げて、私の質問を終わります。

○愛知治郎君 一方で今の利便性についてプラスの効果はあつたと思うんですけれども、一番重要な課題の一つであります先ほどの信用問題ですね、しつかりと、バブルがはじけたときもそうでした。今、イギリスの問題でもそうですけれども、この信用が失われることがやはり一番ダメージが大きいと私は考えています。

○國務大臣(松下忠洋君) この点について、改めて、今回、これからまたこの当委員会でもしつかりと追及していくことに

なると思うんですけれども、増資インサイダーの問題についてどのようなこれから取組をなされていくか、覚悟のほどを伺いたいと思います。

○副大臣(中塚一宏君) 今般の一連の事案です

ます。

最後になりますけれども、大臣、今の問題につ

いて、覚悟として、個別具体的な政策は結構です

ます。

○國務大臣(松下忠洋君) 日本の閉塞状態を打ち

破つていく、経済をしつかりと力強いものにして

いくということを含めて、金融、これはやっぱり

大臣もそのことはおつしやいました。

現在、日本では、やはり石油ですかあるいは

天然ガス、アルミニウム、大豆、小麦、トウモロコシといった、本当に主要な商品のコモディ

ティーの輸入国なんですよ。ですから、当然そ

の価格のリスクヘッジをするために、この商品デ

リバティについて大きなニーズがあると考えられるんです。しかしながら、この調査ぶりとい

うのは、やはり制度の問題がどこにあるというふうに考へざるを得ないということであります。

ていくという、その一番大事な基本の起爆剤にしたいというふうに思つております。

省庁の垣根を超えて、国を挙げてやっていかなければいかぬと、そう思つて努力してまいります。

ありがとうございます。

○愛知治郎君 是非頑張っていただきたいと思いま

す。

加えて、最後に重ねてでありますけれども、しつかりと与党の側とも政策等のすり合わせをしておられました。

ただ上で連携をして、責任持つてこれから政権運営しますし、また、今、十二の主要幹事会社を務めました証券会社に対しまして、国内が五社、外資が

七社であります。報告微求命令を発しておるところであります。八月三日に回答をいたくようになりますが、その報告についてはちゃんと公表もしてくれということを重ねて命令をしております。

第一義的には法人関係の内部管理体制のチエックでありますけれども、やはり高い公共性を担う

金融機関の役職員の職業倫理といいますか、モラルの問題や、それとあと、商慣行、今までやつて

かつたと思っています。しかし、一定の我々の努力をしてきた成果が今回の改正にもつながつてしまつたようなども含めて、まずは自ら点検をしてい

たたけでありますけれども、そういうふうに思つたやり方が果たして本当に適当かどうかといつたことを申し上げて、私の質問を終わります。

○委員長(尾立源幸君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、溝手顕正君が委員を辞任され、その補欠

たようなども含めて、まずは自ら点検をしてい

たたけでありますけれども、そういうふうに思つたやり方が果たして本当に適当かどうかといつたことを申し上げて、私の質問を終わります。

○古川俊治君 続きまして、自由民主党、古川俊治の方から質問させていただきます。

先ほど大臣もおつしやつておりました日本の商品デリバティブの取引でありますけれども、二〇〇三年をピークに、現在では五分の一に落ち込んでおります。また一方で、世界の商品、コモディティー市場というものは、二〇〇三年同期間に比べますと、当時から約五倍に伸びているということ

でございまして、大変な日本の今の凋落の傾向と

いうのは非常に危機的であるという認識。先ほど

大臣もそのことはおつしやいました。

現在、日本では、やはり石油ですかあるいは

天然ガス、アルミニウム、大豆、小麦、トウモロコシといった、本当に主要な商品のコモディ

ティーの輸入国なんですよ。ですから、当然そ

の価格のリスクヘッジをするために、この商品デ

リバティについて大きなニーズがあると考え

られるんです。しかしながら、この調査ぶりとい

うのは、やはり制度の問題がどこにあるというふうに考へざるを得ないということであります。

今日、総合取引所の実現というお話をございました。ちょっと資料、私の方で用意しましたその一というやつを見ていたいだきたいんですが、これはシンガポールの例でございまして、これはゴムでございますけれども、二〇一一年五月に商品取引所を証券取引所に統合したところ、あつていう間に取引量が非常に増えたというような事例がございまして、やはり総合取引所の実現ということが大政策的に有効であるという一例だと思つております。

また右側の例なんですけれども、これは、取引が増えると利用者にとって非常に利便があるという実例を示したものでございまして、左の例、これは流動性がまだ東工取であった時点の金の取引でございますけれども、例えば六百とオーダーした場合には、これは一発で一番安いところで買えるわけですよ。ところが、流動性が失われた右側の時点になりますと、数がそんなに取引されませんから、結局一番安いところでは買えなくなってしまう。どんどんどんどん買手の負担が増えしていくと、こういうことでございまして、やはり取引量を増やして流動性を高めていくということだと思います。

総合取引所の実現ということは、先ほど大臣もおっしゃつておりましたけれども、我々は二〇〇七年の安倍政権下の骨太でもう示していることでございまして、その後の党の政策部会でも、繰り返しやつておりましたが、二〇一〇年の新成長戦略ですか、これにおきまして、国家戦略プロジェクト、これは金融分野においてはこれ一つだけなんですね、総合取引所の実現ということが書かれておりまして、これは与野党を超えた本当に国としての重要な政策であるというふうに認識しているところでございます。

二〇一〇年の十二月二十二日、金融庁、経産省、そして農水省、この三省の中間整理というところでも、二〇一三年の総合的な取引所の実現を

目指して速やかに制度施策を実施するというふうにされているんですね。来年にこの総合取引所を実現させることでございます。この二〇一三年という、この総合取引所の実現というスケジュールは、その後、昨年の七月二十九日の衆議院の財務金融委員会での東副大臣の答弁でも確認されているところでございます。

今じゃなければどうしていけないのか。先ほど愛知先生からの御質問に對して大臣は、今、国際競争が非常に厳しい中、今ここで総合取引所を実現しなければ、本当に日本の今後の将来が危ぶまれるという御理解でいらした、私も大変心を強くしたんですね、今やらなければならぬ。

実質的に日本におけるこの総合取引所の実現といふのは、東証、大証、これが日本証券所グループをつくるわけですが、ここに商品デリバティブの九割の取引高を持つていて、東工取が一緒に入つていくと、こういうスタイル、これが具体的に日本の総合取引所なわけですが、この東証、そして大証、東工取の合併、統合というのは二〇一三年中にやつていただけますね。これ、大臣の御決意を伺いたいと思います。

○國務大臣(松下忠洋君) 実現したいと強く考えています。そのため長年課題を整理してここまで参りましたので、今日、参つてある各省庁の垣根を越えて、しっかりと取り組んでいきたいと、そう思つています。

○古川俊治君 ここでも一度確認でございますけれども、この二〇一〇年十二月二十二日の中間整理における二〇一三年の総合的な取引所の実現、このスケジューリングを速やかに制度実施するということでござりますけれども、制度施策を実施するということ、これに変わりはないですね。このスケジュールの問題についてお答えください。

○國務大臣(松下忠洋君) 変わりございません。金融庁や農林水産省、そして経済産業省の三省の政務が、これは緊密に連携取りながら、取引所、それから取引業者などの関係者に対しても協

力を強く要請してまいりたいというふうに考えておりますし、トップの東証、大証の人たちともしっかりと話合いをして進めていきたいと、そう思つています。

○古川俊治君 東証、大証、そして東工取はいかがですか。

○國務大臣(松下忠洋君) 関係者とは全ての人たちと密に連絡を取りながらまとめていきたいとふうに考えております。

○古川俊治君 二〇一三年中の実現でよろしいですね。もう一度スケジュールについて。

○國務大臣(松下忠洋君) 実現に努力します。

○古川俊治君 今大臣からこのスケジューリングに変わりがないという確認をいたしました。

私が大変気になつてているのは、ちょっとと二枚目、資料のその二と見えていたいんだ

ですが、これが上が三省の中間整理があります。二十五年の総合的な取引所の実現を目指すというふうに書いてありますよね。この下段でございま

すけれども、これは実は今年の六月十八日の産業構造審議会、経済産業省の産業構造審議会の分科会において提出された資料の中にある資料でござ

いますが、ここにおいて、左下の図を見てください。二〇一三年から一年から二年後ということは、二〇一四年から二〇一五年ということです。

そこにおいて、東京商品取引所というのが上場しているんですね、ここですね。これ統合され

ていません、この姿が。分かりますね、大臣、御覧いただけると分かると思うんですけど、もう一つの取引所になつていないんですよ。こう

いう図が書いてあるんですね。

○國務大臣(北神圭朗君) 委員のおっしゃつて

来年二月に東京商品取引所に名称変更することを決定して、これは公表されております。これはあくまで、将来の各取引所がどのような動向になつていいのかということを分かりやすく説明する、あくまで参考資料でございますけれども、その中で一つの典型的な名前として東京商品取引所といふように書いてあるというふうに伺つております。

○古川俊治君 そうすると、これ、東工取がこれにならぬことですね。名前が変わったという理解でよろしいでしょうか。お願ひします。

○大臣政務官(北神圭朗君) そうですね。あくまでもこれは模式的な名称になつていていますので、そういうふうになると思ひます。

○古川俊治君 そうすると、これ、東工取が統合されていらないじやないですか。これ、三省の申合せと全然違つていますよね。だつて、二〇一三年度中に総合的な取引所を実現するわけですよね。

○大臣政務官(北神圭朗君) それはあれですか、東京商品取引所と日本取引所ですね、大証、東証、これが合体した形になつてないという御指摘だと思いますが、これは一応矢印が付いていまして、この東京商品取引所と

大証、東証の間に、これ当然、総合取引所の可能性を示していると、こういう理解だというふうに思つています。

○古川俊治君 今回の法改正でできたのは、金融商品取引所において商品関連のデリバティブを扱

えるようになつたんですよ。ですから、金融商品の取引所でなければ取引ができないんですね。

○大臣政務官(北神圭朗君) 委員の御指摘のこの

資料は、おっしゃるとおり産業構造審議会の参考資料でございまして、ちょっと事務方から聞いた

ところ、これは東京商品取引所というの、東京工業品取引所が今年の五月三十日の取締役会で、東京

○政府参考人(豊永厚志君) 補足させていただき

北神政務官が説明いたしましたとおり、この絵はある意味では物すごく簡素にしておりますので、誤解を呼びやすいところはござりますけれども、その資料を見ていだきますと、二〇一三年の一月に日本取引所グループが構成されると、こういうスケジュールを書いた上で、今、この五月以降進んでおります東京穀物取引所が穀物を関西取引所と東京工業品取引所に来年の二月までに移管するということを並べて、本当は一ヶ月ぐらいのずれがあるわけありますけれども、ある意味似た時期であるということで並列させていただいております。

それから、矢印から先のこととござりますけれども、これもまた不正確な点はおわびを申し上げるといたしまして、日本取引所がその後速かに四つの会社、この中には二つしか書いてございませんけれども、新しいデリバティブ専門の大証、新大証、それから現物を中心とする新東証、それからもう二つですが、そういうリシヤツフルをなさるということが公表されております。

その発表された当時、新聞記事その他では一、二年後と書いてあつたので、この中にはそう書いてござりますけれども、この会の中で使いましたときにも、金融庁もずっと御参加されていて、正確な、御相談していませんけれども、そういう形で使わせていただいております。その……

○古川俊治君 答弁、何を言つておられるか分かりませんよ。

二〇一三年中にやるというのは、三省の申合せ、さつき大臣、これおっしゃいましたよね。いろんな抵抗があるけどやるんだと、私が決めましたとおっしゃいましたよね。これ、実現しますね。

○國務大臣(松下忠洋君) その予定で進めて、この法案を出しております。

○古川俊治君 北神政務官、これ、今年の三月の衆議院財務委員会で、これは今回の法改正で外枠ができると、総合取引所のですね。しかしながら、器だけできても中身がないんじや意味がない

ですと明確におっしゃつておられます。ですから、しっかりと創設をしていくと。要するに、東工取はこの日本取引所グループに統合されると、その資料を見ていだきますと、これはあくまでこの産業構造審議だということですよ、これは。それはもう誓つていらっしゃるんですね、答弁ですね。いかがですか。

○大臣政務官(北神圭朗君) 委員、この資料といふうに思つております。

それで、金融担当大臣がおっしゃつたように、私は心を一にしてこの総合取引所の実現に全力で取り組んでいきたいというふうに思つてます。

○古川俊治君 大臣、ちゃんと分かるようこの図を説明してくださいよ。統合されないじゃ無いですか。上場していけるでしょ、これ勝手に。これじゃ総合的取引所になつていませんよ。

○大臣政務官(北神圭朗君) 上場については、これは実際に東京工業品取引所が本年三月に中期経営計画において二〇一四年度以降の株式公開に向けた準備といふものを持げています。したがつて、それを正確に我々としては上場の可能性があると、こういう状況です。

○古川俊治君 じゃ、この二〇一三年から一年から二年後というのは間違いだということですね。だつて二〇一三年中に総合取引所ができるんだから。だから間違いですよね。

○大臣政務官(北神圭朗君) 問違いというか、先生御案内のとおり、この法案の施行期間も一年間半あります。そして、これは全部政府が、すぐ統合しない、右へ行きなさい、左へ行きなさいとあります。この矢印で、将来、日本取引所との統合というものを示していると。なぜ一緒になつていいかというと、これは、先ほど豊永審議官から話がありましたように、この東証、大証の統合自体がまだスケジュールが透明であります。これはいろんな再編をしないといけないし、これはもう委員御案内のとおり、ですから、ここでもう完全にくくるわけにいかないと。こういう、あくまで参考資料でありますので御理解賜りたいと思います。

○古川俊治君 参考資料であつても、もう二〇一三年中に実現するとスケジュールにのつてゐるんですよ。先ほど確認したとおりですよ、私が金融庁に。そうでしょう。そうしたら、これは当然、府の方針として、これはもう政務で決めつたわけでしょう、一三年につくると。それを省庁において違うスケジュールのものをもう用意していくというのにおかしいですよね。これは当然そこにはのせて話をしなきゃいけないじゃないですか。どうなんですか。勝手に省庁が判断して、それと、もう完全に政治が取り決めているんですよ、やると、二〇一三年中にですね。違うじゃないですか、明らかに。それを勝手につくらせておるが、何でもいいですよ、そこにぶら下がつていな

きやいけない、せめて。実質的にはこれデリバティブを扱つておられる大証と東工取をこれ合併するしかないんですよ、実質的な方法としては。これ

は完全に総合取引所から、これ九割扱つておる

しよう、東工取が、これがここに入つてこなかつたら意味がないじゃないですか。国策としてずっとみんなでやろうと頑張つておる事。これ

何でこういう図になるんですか。しっかりと指導してくださいよ、北神政務官。

○大臣政務官(北神圭朗君) いや、だから、委員のおっしゃつてること、私全く異論はございません。これは金融担当大臣がおっしゃつたように、我々は二〇一三年を努力目標として全力でこの総合取引所の実現に頑張つていただきたいというふうに思つてます。その整備をいろいろやつて、こういう状況です。

○古川俊治君 じゃ、この二〇一三年から一年から二年後というのは間違いだということですね。だつて二〇一三年中に総合取引所ができるんだから。だから間違いですよね。

○大臣政務官(北神圭朗君) 問違いというか、先生御案内のとおり、この法案の施行期間も一年間半あります。そして、これは全部政府が、すぐ統合しない、右へ行きなさい、左へ行きなさいとあります。この矢印で、将来、日本取引所との統合といふのを示していると。なぜ一緒になつていいかというと、これは、先ほど豊永審議官から話がありましたように、この東証、大証の統合自体がまだスケジュールが透明であります。これはいろんな再編をしないといけないし、これはもう委員御案内のとおり、ですから、ここでもう完全にくくるわけにいかないと。こういう、あくまで参考資料でありますので御理解賜りたいと思います。

○古川俊治君 今日、だから政務官をお呼びしたんですけど、御指名させていただいたんですけど

もうお分かりになつていてると思いますけど、非常に危機的な状況なんですよ。我々が頑張らなければ、本当にこれ骨抜きにされちゃうんです。そこをしっかりとグリップして頑張つていただきたく、こういうふうに思うんですよね。

○古川俊治君 大体、これ、今上場している姿を勝手にかけているわけですね。彼らも、だから東工取も上場準備に向かつて今いろいろ準備進めてるなんていふも言つていますけどね。

○古川俊治君 ですから、我々の方針として、政府の方針として、これはもう政務で決めつたわけでしょう、一三年につくると。それを省庁において違うスケジュールのものをもう用意していくというのにおかしいですよね。これは当然そこにはのせて話をしなきゃいけないんじゃないですか。どうなんですか。勝手に省庁が判断して、それと、もう完全に政治が取り決めているんですよ、やると、二〇一三年中にですね。違うじゃないですか、明らかに。それを勝手につくらせておるが、何でもいいですよ、そこにぶら下がつていな

それでいいんですか。

○大臣政務官(北神圭朗君) いや、勝手につくつていうことですか。これはあくまでこの産業構造審議会の中で議論をするための一つの材料として出しているものであります、それで、二〇一三年から一、二年後ですから、当然二〇一三年そのも

のも入つておるわけでありますので、その中で我々としては総合取引所というものを実現したいと、こういうことでござります。

○古川俊治君 確認しておきますが、二〇一三年中に、経済産業省としても、この総合取引所の実現、すなわち商品デリバティブの九割のシェアを持つておる東工取が総合取引所に加わるというこ

とでよろしいですね。

○大臣政務官(北神圭朗君) 私も野党時代からこれまで、この総合取引所の実現、すなわち商品デリバティブの九割のシェアを持つておる東工取が総合取引所に加わるというこ

とでよろしいですね。

○古川俊治君 確認しておきますが、二〇一三年中に、経済産業省としても、この総合取引所の実現、

を毎年出しているんですよ。

これが何で上場できるんですか、この会社が。説明してください。

○大臣政務官(北神圭朗君) 上場についてはさつき話しましたように、これは東京工業品取引所自体が中期経営計画で二〇一四年度以降の株式公開に向けた準備というものを掲げております。そういったことで上場というふうに書いたわけでございます。

ただ、本質的にお答えしますと、おっしゃるとおり、今商品先物市場というものは縮小しております。ですから、よほど経営を合理化し商品市場を活性化しない限りはなかなか上場というのは厳しいものだというふうに思っています。

もう一点だけちょっと申し上げますと、この上場というものは必ずしも統合を否定するものではなくて、むしろ上場した方が株式価額というものがはつきりして、例えば統合するときの交換比率とかそういうものを明確化する利点もあります。ですから、必ずしも上場だからといって統合を否定しているとかそういうふうに思っています。

○古川俊治君 第一点として、今の商品デリバティブのこの危機的な状況を考え、これは好転しないや上場するようにならないんですね、だって、ずっと赤字続きのままなんだから。今後厳しいのに、だから総合的な取引所に参加しなかつたらもう駄目なんですよ、この会社は。なのに、それは単独の上場なんてあり得ないです。

それから、二〇一三年に向けて準備しているのに、その後株価が計算できたら統合しやすくなりますがとおっしゃつたって、二〇一三年中にやると先ほどおっしゃったでしょうが。一体どういう今お答えなんですか、それは。

○大臣政務官(北神圭朗君) 決して矛盾しているつもりではなくて、これ、二〇一三年に、我々はさつき申し上げているようにしっかりと頑張つていきたいというふうに思っています。

上場につきましては、これはある意味で、役人

というものは正確を期するためにいろいろこういう正確なことを書いているだけでありまして、他意があるとかそういうことではないということを御理解いただきたいと思います。

○古川俊治君 何が正確なんですか。だって、正確というのは、大臣答えているんですよ、二〇一三年にやるんだって。先ほど北神政務官もおつしゃつたでしょう。それ以上正確なことがあるんですか。

○大臣政務官(北神圭朗君) いや、正確というのには、この資料を見ていただければ総合的な取引所の実現に向けてということでございます。ここにはあくまで可能性についてこう書いてあるわけで、あって、その中で東京工業品取引所というものが株式上場というものを掲げているわけですよ、中期計画に。そういう意味で、上場というふうに書いてあるだけの話であって、これで取引所をサボタージュするとかそういうことはちょっと私は深読みだというふうに思っています。

○古川俊治君 こちらの資料のその三というのを見ていたいと思います。これは朝日新聞の今年の三月七日の朝刊でございますが、これは東工取がアメリカのシカゴ商業取引所に資本業務提携の打診をする方針を述べたと書いてあるんですね。これをよく見ますと、二〇%のシェアを向こうに出させて、それに引換えみたいな形で向こうのシステムを取り入れるというふうに書いてあるんですね。

この場合、ちょっと伺いたいんですが、もしこのCME、このシカゴの商品取引所をCMEと略して呼びますが、このCMEのシステムをこれから東工取に導入する場合に、この切替え費用といふのは幾ら掛かりますか、一取引参加者当たりでお答えいただきたいと思います。

○政府参考人(豊永厚志君) お答えいたします。多分計算していないと思いませんけれども、これ例えば大証と東工取が我々が目指しているこの合併をした場合、システムの切替え費用は幾らになりますか。これも通告したんですけども、計算していませんか。

○政府参考人(豊永厚志君) 正確なその御指摘を理解しておりませんでしたけれども、今のは、今

のシステムの費用といふのは結構難しくござい

まして、どこまでカスタマイズするかとか、維持

管理をどういう形で、すなわち外部に委託するか

内製化するかといったことで相当幅があるよう

聞いてございます。
今おつしやいましたようなCMEと連携するとかのケースについては、実はこの新聞報道の直後に東工取からこういったことは事実無根でありますという発表がなされておりますけれども、そういった状態の下で具体的な折衝がなされているとは承知しておりません。したがいまして、現段階でシステム費用が幾ら掛かるかという御質問でございますけれども、答えを持ち合わせていないと

いうのが今の立場でございます。
ちなみに、東京工業品取引所からは当分の間、現行のシステムを継続するということで、東証、大証の統合の推移を見守るということでございまして、繰り返しになりますけれども、新たなシステムの導入その他についての作業をしているところではございません。

○古川俊治君 そうすると、今のお答えで、これはやらないということでおろしいですか。
○政府参考人(豊永厚志君) 現時点で新しいシステムについての検討をしていないということであつて、今後について、どういうシステムを採用するかについて予断されているものではないと思います。

○古川俊治君 そうすると、今は完全にこういう、恣意で国策が曲げられるということなんですよ。

仮に、その後、無理無理大証と合併するということになつたて、先ほどおっしゃいましたけれども、先ほど申し上げましたように、今物すごいこの東工取の営業成績悪いですから、株価なんぞはもう多額の費用が掛かるから無理になるんですね、事実上。これは完全にこういう、恣意で国策が曲げられるということなんですよ。

○古川俊治君 ある、民間の業者の方に伺つたところ、このCMEのシステムをもし取り入れるとなると、一取引参加業者当たり大体五千円から一億ぐらいの費用が掛かるだろうと言われています、切替えですね。

多分計算していないと思いませんけれども、これ例えば大証と東工取が我々が目指しているこの合併をした場合、システムの切替え費用は幾らになりますか。これも通告したんですけども、計算していませんか。

○政府参考人(豊永厚志君) 正確なその御指摘を

理解しておりませんでしたけれども、今のは、今

のシステムで大証と東工取が新しい共同システムを開発するということだと思いますけれども、二百億を超える予算になると思います。数百億の大

台になる可能性はあると思います。

○古川俊治君 一取引参加者当たりと言つているんですよ。

○政府参考人(豊永厚志君) 一参加者につきましては、基本的に既に今東工取が使っておりま

す、ナスダックのOMXに対応するシステムを持つておりますから、全く掛からないとは言いませんけれども、多くの費用は掛からないんだと思います。

○古川俊治君 大体百万円という計算が出ているんですね。ですから、同じシステムを使ってい

るんですよ。今、東工取と大証がですね。だから、そこで統合するのはすごい簡単なんですよ。こんな、シカゴが入つてもしシステムが導入されたら、これ以後、もう事実上、大証とその新しいシステムを入れてしまつた東工取が合併することはもう多額の費用が掛かるから無理になるんですね、事実上。これは完全にこういう、恣意で国策が曲げられるということなんですよ。

○古川俊治君 そうですね。それで仮にやるとしても、先ほど申し上げましたように、今物すごいこの東工取の営業成績悪いですから、株価なんぞはもう全然今後の見込みないんだから。物すごい安い価格で買いたたかれるわけですね、二〇%のシェアを。今、現に東工取の株主つて最大でも五%のシェアしか持つていません。全部国内の関係者ですよ。ところが、海外の人が二〇%のシェアを、いきなり出ってきて安いシェアで買い取る。これ全然進まなくなりましたよ、統合の話だつて。そこに出てきて、それで仮にやると言つたって、そのときは大証と合併するというときだから物すごい株価は上がっていくわけです、そのとき。簡単に売り抜いてからではもう、ねれ手にアワで大変なお金を得ていくわけですね。これはいずれにしても、こんなこと、本当に国を売るような話なんですよ、もしかしたらですね。

北神政務官、これやりませんね。

一

は、東京工業品取引所も事実無根だというふうに発表しておりますし、政府としてもそのような認

いですか。これ、足かせになるでしょう、総合取引所の実現の、いかがですか。

○古川俊治君 しつかり経産省のOBが社長にいるわけですよね。

○大臣政務官(北神圭朗君)　何度も申し上げてい
るところより、しつかりそれに向けて全力で頑張つて
まい。
――――――――――――――――――――――――

○古川俊治君 大変気になつておりますのは、先ほぞ二日（二月二三事等）、三支事五等義（うき）トナミ

めでとう一般論の論です ですから 本業にそ
んな話が出てきたときに、政府としては総合取引
所の実現 この関係にて、うらわをうやんと済付

これ、本年の三月十日の朝刊でございますが、総合取引所の実施に壁つて書いてあるんです、実現ござる。監督官守^{アマタガムシ}、抵抗^{ハラカニ}と書いてあります。その下に

○古川俊治君 満大臣 私が今日申し上げたいことはよくお分かりいただいたと思ってるんですけど、やっぱり非常に驚いて現状にあります

の報告書でございますが、これは 例えは
我が国においても総合的な取引所の足かせになら
ないよう留意しつつ、商品先物市場の国際化へ
の対応を検討しうるんではよね。そ
してつづいて、商品の共同貿易アリーナ幾

用の実現との関係をし、そのおもとと相談して、そのとき対応すればいいというふうに思つて います。

（発言する者あり） 松下大臣、済みません、お名前を誤りました。先ほどちょっと法務で質問してしまったから。

わからざるは、商品の共同上場やクリアリング機構の強化に向けた国際的な連携を資本関係を含めた模索、追求すべきである。そしてまた、こうした取引所における国際連携が我が国における総合的な取引所の推進の足かせにならないよう関係者は留意すべきと書いてあるんですね。まさに総合的な取引所の足かせになると、こういうことを、リスクをちゃんと分かつていながら、しながら生き残りたいから国際的なところで連携してしまおうということを模索しているわけですが、ちゃんと。これ、政務官、どうお考えですか。

年 来年の詔なんですか そしてか それ 本当にこんなことがあつたらできるわけがないんですよ、我々が目的としているものが。だから、これはあり得ないと、特にこの新聞記事については絶対にないところで否定してください。

○大臣政務官(北神圭朗君) 新聞記事についてはもう事実無根でございます。そして、先ほどおつしやつた話については、私はもう何回も言いますけど、総合取引所の実現に向けて我々は全力で頑張つていて、それに足かせをしたり障害になるようなことは、我々は極力これは排除していくかないといふうに思つています。

○大臣政務官（北神圭郎君）先ほどのその記事に載つているシカゴ取引所との話というのは、これはもう事実無根だということをもう一度改めて強調したいというふうに思います。

○古川俊治君 東工取が大変に経営赤字を続けて
いる、現状では本当にもういざれなくなつてしま
うような会社、今本当にここで活路を見出すとす
れば、総合取引所に参加するしかないわけですよ
う。この間で二年、三ヶ月で二億

一 般 論として 東京工業品取引所といふものが、もう御案内のとおり、海外との取引も三割ぐらゐ増加をしております。こういう中で、いろんなそいつた海外との連携というものは、私は検討することぐらいは当然だというふうに思つております。ただ、総合取引所の実現の足かせになるようなことだつたら、我々はそれは当然排除して

ね この現状でこういう経営をすと放棄してきて、この責任は大変僕は経営陣、大きいと思うんですね。

現在、東工取とその子会社に経産省出身のO Bは何人いらっしゃいますか。

○政府参考人(豊永厚志君) お答え申し上げます。

いかないといけないと、いうふうに思っています。
○古川俊治君 この報告書に、国際的な連携を資
本関係を含めて模索、追求すべきと書いてあるん
ですよ。今からいきなり外国の資本家がそこに
入ってきたら、まさに統合合併のときにこれ資本
関係が物すごい複雑になつて統合できないじゃな

東工取からは役員変更その他の届出をいただいておりますけれども、来ておりますけれども、これによりますと、経済産業省の出身者が二名ござります。一名が社長、一名が専務でございます。この専務は東工取の関連会社であります日本商品清算機構の社長を兼務してございます。

行政は國民のことを考へてゐるのかそれとも自分たちの天下り先を守るためにやつてゐるのかと、ここに少なくとも疑惑は感じる。整理統合といふものをもう少しスピードを上げてやつてもらわなきやいけないというふうに発言しているんですね。まさに同じことを指摘され、まさによくお分かりなんですよ。

ループとして、自主規制法人とか清算機関とかでリバティップ市場とか現物市場とか、そういう内容を分けながらシングルデスクで対応していくようしたいということはその後にまたなりますから、力を尽くして努力しますけれども、一定の時間が掛かることは、これはお許しいただきたいと思っています。

今までの一連の流れで、本当にこれを今、経済産業省と今、政務にかかわられている方々が政治主導、これ、一体で發揮して日本の経済成長のために頑張つていかなきやいけないんですよ。本当にその瀬戸際に来ているわけです。二〇一三年につくつていただけますね、政務官。

○古川俊治君 よろしくお願いします。これは本当に危機的な状況なんで、そこをしつかりもう一度対応して、このスケジュールどおり進めていたべきだと思います。

電力の先物取引ということの問題について

ちょっとお話をさせていただきたいと思います。

現在、電力については自由な取引がごく一部に限定されているためにこの先物取引のニーズは現にはありません。しかし、今の様々な政策におきまして今後、電力を大幅に自由化していくこと、こういう話になつてゐるわけですね。将来において自由な電力取引が普及し、当事者の交渉によつて価格が決定するようになつた場合には、電力の価格変動これはいろんな業者がそれをリスクヘッジしたりということがありますので、大変な先物取引のニーズがあるというふうに考えられるんですよ。経産省も、本年五月三十一日の電力システム改革委員会での事務局提出資料において、「電力の先物取引のあり方を検討し、必要に応じ、電力に係る先物取引を行うための制度整備を行ふ。」と、このようにされているんですね。

現在、商品先物取引法の対象となつている商品というのは、原料又は材料である物品と、このように限定されているわけですね。ですから、電力は原料又は材料である物品ではないので、これは法改正をしない限りは商品取引市場では扱えないのでありますよね。電力は。しかしながら、現在、金商法二条の二十四項四号というところで、同一のものが多数存在し、価格の変動が著しいそういう資産を、これは政策判断で幅広く政令指定できるというふうに書かれております。また、金商法二条の二十五項三号では、その変動に影響を及ぼすことが不可能若しくは著しく困難であつて、事業者の事業活動に重大な影響を与える指標、これを政策判断で政令指定できる、このようにされていります。

要するに、電力を政令指定の仕方を変えれば現行の金商法の中で電力を金融商品取引市場において扱えるようになるんですよ。だから、もし大臣がこれを総合取引所を推進するというこれまでれば、商品取引市場に残つていれば電力を取り扱えないけれども、政令指定するだけで金融商品取引市場に入つてくれればできますよ、すなわち統合的な取引所においては電力は扱えますよ

と、そういうインセンティブ、すなわち、これ実現のためのインセンティブが掛かるわけですね。

是非、ちょっととここで、電力、これから大きなニーズがあるわけですから、政令指定ということをお考へいただきたいんですけど、大臣、いかがでしょうか、前向きに進めていただけますかね。

○国務大臣(松下忠洋君) 電力の先物取引を推進すべきかについての御質問ですけれども、これはやつぱり我が国のエネルギー政策等ともこれは深くかかわる問題でもございますし、まさに今議論しているところでございます。金融庁として、このことに限定してコメントすることはこれは差し控えたいと思つています。

以上です。

○古川俊治君 現に、経産省においては検討を始めているようなんですが、北神政務官、何かコメントいただけますかね。

○大臣政務官(北神圭朗君) 委員のおっしゃつてあるその電力を先物に持つていくということは、我々は非常に重要な御指摘だというふうに思つてます。それは、商品先物市場というのは、リスクヘッジ機能とか価格形成機能とか、こういったものを担つておりますので、電力についてもそれ

は当然当てはまるというふうに思つていて、おつしやつていた電力システム改革の議論を踏まえて、我々は必要に応じて制度整備を行つてみたいというふうに思つております。

○古川俊治君 是非、大臣、この電力市場、電力の先物というのはかなりの市場になり得る可能性を持つておりますので、是非これを総合的な取引所を実現すればしっかりとこれが取引ができるといふ形にして、関係者に強くこの総合取引所実現のためにインセンティブを掛けていただきたいと、このように強くお願いをしたいと思っています。

一つ金商法に残された課題は、この現物株と先物取引の損益通算という問題があるんですね。これをやらなきゃいけないと、先ほど大臣からも御発言がございました。

松下先生、これ何で今回の法案に出てこないん

でしょうか。

○副大臣(中塚一宏君) 先ほども御質問をいたしました、取引所自体が統合をするということでおられます。しかし、やつぱり利用者の利便の向上ということであります。また、やつぱり利用者の利便の向上とあります。

今後御指摘踏まえて進めてまいりたいと、そういうふうに思つております。

○古川俊治君 税制改正は、じゃ近いうちにやる

んです。

○副大臣(中塚一宏君) 関係省庁とも連携をしながら、要望できるものならば要望してまいりたいと、そういうふうに思つてます。

○古川俊治君 何かお聞きしたところ、財務省が抵抗しているから駄目だというふうに伺つたんで

すが、いかがですか、五十嵐財務副大臣。

○副大臣(五十嵐文彦君) 金融所得課税、税の立場からいいますと、その一体化というのはゴールでございますが、そのゴールに至るまでには、ま

ず金融所得間の課税方式の均衡化というのが欠かせないと思ひます。

二十六年一月にやつとその軽減税率が本則税率に戻るということになりまして、そこで損益通算

の範囲の拡大の検討に入るということで、まずは

損益通算が財務省が認めていただいたとしても、

総合取引所が実現していかつたら意味がない

ですよ。パッケージですから、これは、ですか

ら、今後この税制要望のときも、総合取引所が実現して速やかに損益通算をやるということにして

いただけば、これ十分インセンティブになると思

うんです、総合取引所の。いかがでしようか。検討していただけますかね。

○国務大臣(松下忠洋君) 五十嵐副大臣のお話もござりますし、経産省としてのお考へもございま

す。よく研究して、調整して目的が達成できるよ

うに、いい姿を描きたいと、そう思います。努力します。

○古川俊治君 今までずっと質疑をさせていただきましたけれども、皆さんのが思ひは同じだと思うんですね。とにかく、総合取引所というものを早くつくらなければいけないと。それがまさに

株式譲渡所得が株式を保有することによる値上がり益であるということとは若干の違いが出てまいりますので、その先に検討をさせていただくといふことになると思ひます。

○古川俊治君 政策はパッケージとしてやつていただきやいけないんですね。今、長い御説明がございました。なかなか財務省としてはすぐにやるといふには言えないようなんですね。けれども、これはやつぱり損益通算というものをやらないと、海外に対して、我々の国家戦略プロジェクトを考慮して、我々の国家戦略プロジェクトの実現と、そこでの取引量をアジアのまさにメインとして持つていくということでござりますから、そこに実現しないやいけない。

やつぱりそのためには、この総合取引所ができると、そういうふうに思つてます。

○古川俊治君 税制改正は、じゃ近いうちにやる

んです。

○副大臣(中塚一宏君) 関係省庁とも連携をしながら、要望できるものならば要望してまいりたいと、そういうふうに思つてます。

○古川俊治君 何かお聞きしたところ、財務省が抵抗しているから駄目だというふうに伺つたんで

すが、いかがですか、五十嵐財務副大臣。

○副大臣(五十嵐文彦君) 金融所得課税、税の立場からいいますと、その一体化というのはゴールでございますが、そのゴールに至るまでには、ま

ず金融所得間の課税方式の均衡化というのが欠かせないと思ひます。

二十六年一月にやつとその軽減税率が本則税率に戻るということになりまして、そこで損益通算

の範囲の拡大の検討に入るということで、まずは

損益通算が財務省が認めていただいたとしても、

総合取引所が実現していかつたら意味がない

ですよ。パッケージですから、これは、ですか

ら、今後この税制要望のときも、総合取引所が実現して速やかに損益通算をやるということにして

いただけば、これ十分インセンティブになると思

うんです、総合取引所の。いかがでしようか。検討していただけますかね。

○国務大臣(松下忠洋君) 五十嵐副大臣のお話もござりますし、経産省としてのお考へもございま

す。よく研究して、調整して目的が達成できるよ

うに、いい姿を描きたいと、そう思います。努力します。

○古川俊治君 今までずっと質疑をさせていただきましたけれども、皆さんのが思ひは同じだと思うんですね。とにかく、総合取引所というものを早くつくらなければいけないと。それがまさに

我々の、この国の存亡が懸かっている。ですか
ら、今この時期に来年これを実現しなければいけ
ないという状況に来ているわけです。

しかしながら、我々としては、参加しているブ
レーヤーは皆プライベートですから強制はできな
い。だけれども、関係者とにかく強く強く要請
をして、これを国として実現をしていくと。もち
ろん、公的な関与の大きい業界でのブレーヤーの
皆さんですから、そういうことだと思います。

三年に実現しなきやいけない。

このことについて確認をしておきます。

○松下大臣、二〇一三年に実現していただけます

ね。お願いします。

○國務大臣(松下忠洋君) 二〇一三年の、平成二
十五年ですけれども、一月一日に大証と東証は合
体します。それから、今度は中を詰めていきます
から、いきなり合体してすぐフルオープンという
わけにはいきません。いろんな段取りをしながら
、周辺もいろいろ話をして合わせながら、しつ
かりつくりていきます。その期間が二〇一三年、
しっかりと使いたいと、そういうことです。

○古川俊治君

二〇一三年中に実現するということ

とですから、その期間、一年間で実現にいつく
ださい。よろしいですね。

○國務大臣(松下忠洋君) 努力します。

○古川俊治君 それから、北神先生にはもう一度

確認しておきたいんですが、海外への連携とかと

いう話じゃないですね。これ足かせになります
よ、完全に。よろしいですね。資本提携等、何と
なく構造の報告書に出ていますけれども、そん
なことあつたら、絶対に総合取引所はできません
から。よろしいですね。

○大臣政務官(北神圭朗君) 何度も言いますが

ども、あれは一般論であります。我々として
は、総合取引所の実現に向けて最大限やりますの
で、それの邪魔になるようなことは我々はやりま
せん。

○古川俊治君 今確認したということで、しっか

りこれからも、二〇一三年、このスケジュールに
乗せた施策、しっかりと進めていただきたい。これ
を最後に確認をしておきたいと思います。

今回、商品の取扱いの中でも、米の先物取引の試
験上場、これをずっと動かしているわけですが、
この評価というのをちょっとお聞かせいただき
たい。それから併せて、今後どのような農作物を上
場していく予定があるのか、見込みがあるのか、
これについてもお話を願います。

○大臣政務官(森本哲生君) 古川委員にお答えさ

せていただきます。

昨年八月の八日に東京とそして関西において米

の先物取引、上場されたわけでありますので、約

一年近くたつてきておるわけであります。委員も

御存じのとおり、大体この両者で、今の取引、六

十キロ当たりが一万三千円から一万七、八千とい

うところでございます。この取引量につきまして

もやはりや少ないという、そういう御指摘は

いただいておるところでございますので、こうし

た問題については、今上場期間二年ということに

なつておりますので、そのところをしっかりと

おこなわれておるところを思つております。

今、そして、ますます農産物の上場をされるか

どうかということなんですが、今取引所から具体

的に何をかとというようなことは、私どもとして情

報はまだいたいでおりませんので、こうした問

題がしつかりと煮詰まってきた段階で法に乗つて

我々としてはしつかりと対応していかなければな
らないと、今のところその程度でございますの

で、よろしくお願ひします。

○古川俊治君 現段階のこの試験上場の評価に基

づいて、生産者に対してこの米の先物、これが進

んでいく、これメリット、デメリット、お感じに

なつてることをお話ししていただきたいんです
けれども。

○大臣政務官(森本哲生君) 当初は、これはなか

なか不安全感というような、そんな思いの中であ

る新規申立て案件のうち、平成二十一年度が五二・

八%、平成二十三年度が六九%。これは、あつせ

んを要する事案の多くに、大変多くの割合をデリ

バティブ業務が占めているんですね。また、証券・金融商品あつせん相談センターでも、商品・
サービス別のデリバティブのあつせんの申立て件
数は、デリバティブが平成二十一年度の一〇%か
ら二三%、四〇%と、これ大変急増していると。
この金融ADRというのは最近できた制度で、今
認知が進んでいるところですから、今後も一般投
資家というか個人のデリバティブに関する苦情と
いうふうに思っておりますので、御理解いただき
たいと存じます。

○古川俊治君 この法案で総合的な取引所をつ

くつて商品の取引、デリバティブを活性化してい
うということですけれども、商品ということに
なりますと、やはりそこに流通の問題も懸念され
るわけあります。今回の法案に商品の生産、流
通に悪影響を与えないための整備と、これはどの
ようなことがされていますか。

○政府参考人(森本学君) お答えいたします。

○政府参考人(森本学君) お答えいたします。

これは幸か不幸か余り量的には増えておらないとい
うことで、まだ私の段階ではその評価については
少し、まだもう少しお見せていただきたいとい
うふうに思っておりますので、御理解いただき
たいと存じます。

○古川俊治君 この法案で総合的な取引所をつ

くつて商品の取引、デリバティブを活性化してい
うということですけれども、商品ということに
なりますと、やはりそこに流通の問題も懸念され
るわけあります。今回の法案に商品の生産、流
通に悪影響を与えないための整備と、これはどの
ようなことがされていますか。

○政府参考人(森本学君) お答えいたします。

券・金融商品あつせん相談センターでも、商品・
サービス別のデリバティブのあつせんの申立て件
数は、デリバティブが平成二十一年度の一〇%か
ら二三%、四〇%と、これ大変急増していると。
この金融ADRというのは最近できた制度で、今
認知が進んでいるところですから、今後も一般投
資家というか個人のデリバティブに関する苦情と
いうのはどんどん増えていくような気がする
んですけど、こうしたトラブルというのは何が
原因だと考えておられますでしょうか。

○政府参考人(森本学君) お答えいたします。

午後一時二十分開会

○委員長(尾立源幸君) ただいまから財政金融委員会を開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、荒木清寛君が委員を辞任され、その補欠として浜田昌良君が選任されました。

○委員長(尾立源幸君) 休憩前に引き続き、金融商品取引法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○竹谷とし子君 公明党の竹谷とし子でございます。

A D R に寄せられる相談の中で、為替デリバティブが非常に高い比率であるということで、私も前回の財政金融委員会でも取り上げさせていた

だきました。引き続きやらせていただきたいと思いますが、被害に遭った顧客の方々というが、中小企業、特に地方に地盤のある優良な中小企業

が顧客の多くに存在していたということで、かなり金融機関としてはターゲットを絞つて計画的に営業を掛けていることがうかがわれます。

また、学校法人も多額の損失を出しているということを報道されているところであります。最近、これが中小企業や学校法人だけではなく個人の富裕層、ここにまで被害が及んでいるという実態が明らかになりつつあります。

ある事例では、国内の証券会社が販売した仕組債で被害を受けた方でありますけれども、国内の証券会社が国内で仕組債を組成するのではなくて、ヨーロッパで組成したもののが販売をしていました。ヨーロッパで組成したものの販売をしていて、なぜありますけれども、この仕組債、ヨーロッパで組成した場合に国内のそれを注文をした証券会社、この海外との取引記録というものを証券会社に対する金融庁の検査の中で、この取引の契約書や送受金の書類、こういったことが検査のときになかったという、そういう事例はありますでしょうか。

○政府参考人(岳野万里夫君) 証券会社に対する合に開示規制が掛かりますので、国内の発行体が

検査に関するお尋ねでございますので、証券取引等監視委員会事務局より御説明をさせていただきます。今先生から証券会社の検査で、お伺いいたしましたところでは海外で組成された仕組債を国内に持ち込んで国内で広く売出しのようになります。

したところでは海外で組成された仕組債を国内の証券会社が販売をしたと、そういう場合に送受金の書類ですか組成のときの書類がどうだったのかという御質問でございます。

検査でのとすることございましたが、検査における個別にどういう書類があつたかなかつたと

いう形でのお答えはちょっと差し控えさせていた

だきたいと思いますが、一般的に先生が今お示し

いたいたのようなスキームで海外で組成された仕

組債を国内に持ち込んでという場合に、販売した

証券会社はどういう書類があるかというの

は、必ずこうだということを申し上げられない状況にござります。

したがいまして、直接に今お答えすることは難しいんですけど、いざれにしても販売証券会社であれば商品を仕入れてきて販売しているわけ

でござりますから、その関係の何らかの取引記録

はあるのが一般的だと思います。ただ、先

生が今特定しておっしゃっているような書類があ

るのかどうかについては、大変申し訳ありません

が、個別のケース・バイ・ケースで変わつてまい

りますので、確定的なお答えはちょっとこの場で

は難しいということを御理解いただきたいと思

ます。

○竹谷とし子君 国内での仕組債、発行する場

合は、金商法で有価証券届出書や目論見書、これ

が必要になるのではないでしようか。

○政府参考人(岳野万里夫君) 今先生がおっしゃるんです。これはあり得ることでしようか。

○政府参考人(岳野万里夫君) 今先生がおっしゃいました、まず発行体は海外ということでおろしうござりますよ。

○竹谷とし子君 そうですね。

○政府参考人(岳野万里夫君) 発行体は海外。そ

し組債を発行する場合、公募する場合には開示規制が掛かります。また、仮に海外で組成された仕組債を国内に持ち込んで国内で広く売出しのようになります。

なことをするのであれば、その場合も一応開示規制といいますか、届出書なりは提出されるという

ことになろうかと思つておりますので、要は公募か私募かで分かれる、開示規制に関してはそういうふうに理解をしてございます。

○竹谷とし子君 公募の場合は、海外から組成したものを持入れて販売する場合であつても金商法上の有価証券届出書が必要になると、私募の場合

は、国内であつても海外であつても必要がないと

いう、そういう理解でよろしいでしようか。

○政府参考人(岳野万里夫君) 一般的にはそういう理解であります。

今回、私募のケースであります。裁判所を通じて証拠保全のために独自に入手した情報でありますけれども、相手方と発行体、相手方というの

ヨーロッパの日本にある証券会社のグループ会社

であります。そして発行体、日本にある証券会社です。相手方と発行体との間のユーロ債の組成の発注、受領の方法及び金銭の授受に関連する基本的な事項を定めた契約書及び附属書類、これに対

して国内の証券会社はないというふうに答えてい

ます。これはあり得ることでしようか。

○政府参考人(岳野万里夫君) 今先生がおっしゃいました、まず発行体は海外ということでおろしうござりますよ。

○竹谷とし子君 そうですね。

○政府参考人(岳野万里夫君) 発行体は海外。そ

れから、その相手方とおっしゃいましたけれど

も、少なくとも販売した証券会社は国内の証券会

社である。それから、相手方とおっしゃってい

るのは、一般的に仕組債の場合には発行体とそれ

からアレンジャーという業者がおりまして、それ

から、通常仕組債というのはまさにデリバティブ

を仕組んでいるから仕組債でございますので、發

行体とスワップディーラーなりデリバティブのハ

ウスと仕組みの契約がございまして、それをアレンジャーが組成をして、間にブローカーが入って国内に持ち込まれてくるわけでございます。

したがいまして、先ほども申し上げましたよう

に、仕組債の組成と国内に持ち込まれてくる様

によりまして、販売証券会社にどういう書類があ

るかというのは変わつてくると思つております。

今先生がおっしゃられた、その販売証券会社と海

外の相手方、あるいは海外のこれはアレンジャー

かもしませんけれども、それが同じグループで

あるということございますが、仮に別法人だと

いたしますと、国内の証券会社に対する法的なア

プローチであれば、国内のその販売証券会社のと

ころに何があるかということが問題になります

で、繰り返しになりますけれど、今回先生が問題とされています個別の商品につきまして、

その販売した証券会社に何が、どういう記録があ

るかについてはちょっとと一概にはお答えしにくい

ということを御理解いただければと存じます。

○竹谷とし子君 私募の場合は、国内であつても

海外であつても開示の規制の対象になつていて

ということかというふうに思つておられますけれども、

この海外との取引について、金融庁の証券会社に

対する調査権限というのはどのようになつている

のか概要を御説明いただけますでしょうか。

○政府参考人(岳野万里夫君) 今先生から御質問

いただいているような、海外で組成された仕組債

をいろいろなルートをたどつて国内の証券会社が販

売するというケースにつきまして、国内の証券会

社に対する私どもの検査監督の手段といたしましては、一般的には、私ども監視委員会でございま

講じていくと、こういったことが一般的でござります。

○竹谷とし子君 今回、個人の富裕層、これから被害状態がだんだん分かってくるのではないかとうふうに思ふんですけれども、大体、大手の銀行とそして関係がある証券会社、あるいは取引を密接に行っているような、そういった銀行と証券会社のペアで営業に行くパートンというのが幾つか事例を聞いているんですけども。

そうすると、個人の方ですね、富裕層というやはり高齢の方、金融資産持つていらっしゃる方となつてくると、若い人というよりは高齢の方となると思います。金融の知識も非常に少ない。金融のリスクに対しても、中小企業に対するデリバティブの被害のときもそうでしたけれども、余り内容を理解しないうちに、いつも取引しているところだからまあ間違いないんだろうというような、そういった安心感、信頼感みたいなところを悪く言えば利用されて、細かい契約書類、これをもう基本的に読み込むような、そういう知識もないのにサインをさせられるような形になつて被害に遭つていてるわけですから、も、今回その個人の富裕層という人も、まさにもつと知識がない中でこういった仕組債の購入というものを勧められて買つて、そして多額の損失を被つているというものが出てきているわけであります。

これから明らかになつてくると思ひますが、こちをどのように保護していくのか、今の形の規制でいいというふうに考えていらつしやるか、金融の御見解を伺いたいと思います。

○政府参考人(岳野万里夫君) 委員の御質問は、今の形のような規制で保護ができるかということをございますが、取りあえず監視委員会のエンフォースメントの立場から申し上げますと、今の規制につきまして、先ほど申し上げましたような、例えば現在の金商法の規制の中でも、顧客の知識、経験、財産の状況及び投資目的に照らして不適当な勧説が行われていないかといった適合性

の観点での検証、そういったことは現在のルールでも入っておりますので、現場の市場の監視当局といいますとか検査の現場では、証券会社の検査に当たりましてはそいつた点について注意深く検証していくことが必要だと思つております。

時々、プライベートバンキングとか、そういうことが、波があるんですけども、はやること

がありまして、そういうときにやはり個人の富裕層に対する証券会社のアプローチが非常に熱心になる時期がございます。そいつた点につきまして、やはり今先生から御指摘のあつたような点は十分に注意しながら検査には臨んでまいりたいと思つております。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。

前回の財政金融委員会のときにも取り上げさせていただいたんですけども、適合性の原則とか、そいつたものを満たしているか、そういうことは書面上、形式的に満たすことが事実上可能であると思います。説明をしたということにサインをした記録が残つていれば、これは分かつていてやつたんでしょうということになるわけですね。けれども、ここで一つ、仕組債つくるときに販売者の方ですね、発行体ではなくて販売する側が顧客と利益相反の関係にあることをしているかどうかかというの是非常に大きなポイントであるというふうに私は思つております。

私募の場合に、届出書も開示しなくともよい、国内であつても海外であつてもそれはそうだといふことでありますけれども、後でそいつた紛争

が起きたときに、利益相反取引がなかつたかどうか、残つてある書類で調べようとしても、先ほど読み上げましたけれども、独自の情報によりますと、発行体との取引の記録のようなものは残つてない、そういうような状況でありますので、極めて被害を受けた顧客にとっては不利な状況になつてしまふというふうに考えております。

利益相反取引ということについてでありますけれども、アメリカの商品先物取引の規制の中でも、

テーク・ジ・アザー・サイド、利益相反取引の禁止、直接、間接問わず、これを、禁止というわけではないんですけども、やる場合には顧客に事前に伝えなければいけないという、そういう規制があります。これについてこれまで検討をしたことがありますでしょうか。経済産業省、お願いします。

○政府参考人(豊永厚志君) お答えさせていただきます。

御指摘のテーク・ジ・アザー・サイドの制度、これはCFTCの規則の百五十五の二項ということかと思いますけれども、業者の顧客から取引の委託を受けた場合に、その取引と反対の取引を行うことを禁止すると、これによつて顧客と業者の利益相反を防ぐ規定かと思います。

今御質問のございました検討状況でございますけれども、明確な記録は残つてございませんけれども、明確な記録は残つてございませんけれども、商品先物法では比較的早く手当てをしておりまして、昭和四十三年に同様の趣旨の規定を商先法に導入してござります。

以上です。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。

金融庁はいかがでしょうか。これについて検討したことにはありますでしょうか。

○政府参考人(森本学君) お答えいたします。

金商法の規制では、今御説明がありました商先法の差し向かい玉の説明義務と全く同じような規制は存在しております。一方、業者の行為規制の中に利益相反に関する体制整備義務といったものがあるといった状況でござります。

そうした規制を金商法に導入することを検討しないのかという点につきましては、現在お諮りしております総合取引所に關係しまして商先法と行動規制の調整をする必要がございますので、これが規制の調整をする必要があります。これについては政省令で具体的な行為規制は定まつておりますので、この法律が通りましたら、そうちした点も勘案して検討してまいりたいというふうに考えております。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。

行為規制で証券の方も業者に対して規制を掛けているというお答えだったかというふうに思いますが、私募の場合に、後で利益相反取引があつたかなかつたかというのを取引記録がない中でなかなか証明することが難しいのではないかというふうに考えるんですけども、金融庁、いかがで

しゃうか。

○政府参考人(岳野万里夫君) まず、利益相反という概念は非常に広い概念だと思っております。先生がどういう範囲のことをおっしゃつておられるとかということにもよろうかと思つておりますけれども、私募の場合に、どういう利益相反かといふことでございますが、先日の財政金融委員会での先生の御質疑の状況も私どもは勉強させていたしておりますけれども、先生が冒頭おっしゃつておられましたのは、たしかロシアの債券か何かの関係で、その場合には発行体と投資家は利益相反の関係があると、そういうお話をこの場で御指摘いただいていたと存じます。

販売証券会社と投資家の間にどのような利益相反があるかというのはその取引の態様によつてかなり変わつてくると思つておりますけれども、アメリカのCFTCの場合のルールは、まさに証券会社、ブローカーが先物取引の売りの受託をして取引所に売り注文を出すときに、同時に同じ買い建てをされるのがいかぬというような規制だと思います。

反があるかというのはその取引の態様によつてかなり変わつてくると思つておりますけれども、アメリカのCFTCの場合のルールは、まさに証券会社、ブローカーが先物取引の売りの受託をして取引所に売り注文を出すときに、同時に同じ買い建てをされるのがいかぬというような規制だと思います。

それから、私募の場合に事後の検証が難しいとおつしやつておられますけれども、公募の場合でとか販売の態様に変わつてくると思います。

それから、私募の場合に事後の検証が難しいとおつしやつておられますけれども、公募の場合でとか販売の態様に変わつてくると思います。

それがあるなしによって大きくその販売証券会社と投資家との間での利益相反関係があるかないかを事後に検証するのが大きく違つてくるかどうか、それも含めてちょっとケース・バイ・ケースではないかなと思つております。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。

質問させていただきたいんですが、
匿名組合形式で出資を募ったと、それをペトナ
ム株に運用いたしますよという、そういうファン
ドをつくったわけありますけれども、セミナー
を開いて、その後はメールのやり取りで、書類が
送られてきて、説明は確かによく見るとその中に
は書いてあるけれども、大きな損失を被つたわけな
であります。それで、途中での解約は認められま
せん。三年間ですね。その後、運用者の裁量で更
に二年間の延長の可能性がありますというふうに
書いてありますて、延長になってしまったわけな
んですね。途中で解約したかつたけれども、でき
ないと。特段の事情（天災等の不可抗力とか財産
がなくなってしまった場合、また疾病・負傷、障
害によって生計維持が困難になったとき、こう
いった場合は途中解約はできるけれども、基本的
にはできない。期間が来ても更に二年延長、運用
者の裁量で二年延長になってしまう。そういう
状況の中で、管理報酬と助言会社に対する報酬と
いうのは年率合計で一・七五%取られていくわけ
ですね。

そういうふたよな投資であつたわけなんですか
れども、この匿名組合形式によつてリスクの高い
投資を募る、こういう場合の説明責任については
どのような義務がありますでしょうか。特に、高
いリスク、午前中もありましたけれども、最悪の
場合を想定したリスク、こういったような注意を
喚起する、そういう説明の義務というのはどのよ
うになつてますでしょうか。

○政府参考人（森本学君）お答えいたします。
金融商品取引法では、匿名組合形式のファンド
持分の販売も含めまして、金融商品取引契約を締
結しようとする場合は、あらかじめ顧客に対しま
して商品、サービスの概要、手数料等やリスクを
記載した書面を交付いたしまして、かつ、顧客の

○竹谷とし子君 確かにそのとおりなんですけれども、今のお話、かなりどちら方によつては緩い規制になるのではないかなどといふうに感じます。

○竹谷とし子君 例えば、数十ページある書面を送られてきて多くの方は、本當だつたら当然、投資というのは自己責任でありますので、自分の責任できちんと読んで、そのリスクを理解した上で当然投資を行なうべきであります。たくさん、携帯電話を申し込むのでもそうですが、いろんなことが細かく書いてあつて、保険に入るときもそうですけれども、あれ全部読む人というのはなかなかいないと。特にその中でもリスクが高いこと、投資額の全額がなくなる場合もありますよ、そいつたリスクについては一番先に太字で持つてきて、その部分について確認しましたということを、そこだけに特化して署名を得るとか、またインターネットでの取引、私はこれどんどん広がつていった方がいいというふうに思つておりますが、これについても全てのものを読んで最後に同意ということをチェックするのではなくて、リスクの高い項目については一個一個確認をさせたということが残るような仕組み、そういうものが必要なのではないかなどといふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(森本学君) お答えいたします。

基本的考え方方は先ほど御説明したとおりでござりますが、先生御指摘の、真にその顧客特性から見てリスクが高いと思われる事項を理解させる具

○竹谷とし子君 よろしくお願ひいたします。
次に、私募ファンド、今回A-I-Jの問題で年金基金の投資について大きな社会的問題となりましたけれども、年金基金に限らないのですが、この私募ファンドについて、今第三者による監査制度というものがどのようになつてゐるか、概要を御説明をお願いいたします。金融庁、お願ひいたします。

○政府参考人(森本学君) お答えいたします。
現在、金融商品取引法で公認会計士等の監査が求められているものは、一言で申しますと、公募のもの、すなわち多数の者、五十名以上の者を相手方といたしまして有価証券の取得勧誘等として一億円以上の金額の場合でございます。
したがいまして、私募ファンドについて金商法上監査を求めるに、外部監査を求めるという仕組みにはなつております。
○竹谷とし子君 今、必須ではないということだと思うんですけれども、この私募ファンドについて、任意であつても有効ではないかと思うんです
が、この第三者による監査 公認会計士等、そういった専門家の監査を受けているかどうかかということをきちんと、例えば年金基金あるいは年金基金に加入している企業、これを一つの判断基準。監査を受けていないということは、虚偽記載の可能性というものが非常にリスクが高くなつてくる要素があります。これ、任意であつてもいいと思うんですねけれども、そういった監査を活用するということがそれを防ぐために有用なことではないかというふうに私は考えておりますので、これについては非御検討いただければというふうに思つてますけれども、年金資産の運用先の私募ファンドに関して、公認会計士等の監査を受けることの有効性についてどのようにお考えになるか、厚生労働省、お願ひいたします。

士等による監査を義務付けるかどうかは、一義的には金融庁の御判断によるべきものと考えているところでありますけれども、そうした監査の状況は、厚生年金基金が運用受託機関を選定するに当たつての一つの判断基準になり得るものと考えておるところでございます。

厚生労働省といたしましては、四月より開催してまいりました厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議が七月六日にまとめました報告書に基づきまして、現在、厚生年金基金の資産運用ガイドライン等の改正案についてパブリックコメントを行つてあるところでございますけれども、その中におきまして、私募投資信託等に投資を行う場合に監査の有無を確認すること、外部監査等の監査の状況を運用受託機関の選定の際の評価基準とすることなどを盛り込んでいるところでございます。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。

そして一方で、投資先だけではなくて年金基金の財務諸表の監査の状況について伺いたいんですけれども、ある年金基金 今回A-I-Jの被害に遭つた基金であります。そこはどちらかというと、残つていらつしやる企業は非常に頑張つていらっしゃるんですが、構造的に不況業種と言われるような分野であります。昔はすごく良かつたけれども、だんだん業界の人数も減つてきて、国以上に高齢の方々の比率が加入者の中で多いというような、そういうところでありますけれども、また、優良企業、その中で幾つもありますが、脱退しようと思ったときに、純資産が一億円ぐらいしかない会社で、脱退するときに追加で一億以上出さなきやいけないというふうに基金から言われたと。知らなかつたと、そんなことは。しかも、A-I-Jの損失額というのはその中には含まれていません、これからどのぐらい出てくるか分かりませんと、そういうことが脱退したいと申し込んだときには初めて分かったような、当然、財務諸表のところでありますけれども、そうした監査の状況は、厚生年金基金が運用受託機関を選定するに当たつての一つの判断基準になり得るものと考えておるところでございます。

ますけれども、個々の企業にとってどれくらい潜在的な負債があるかというはそこからは読み取れないわけあります。また、このA-I-Jの損失についてもまだ分からぬ。

そういうふたよな状況の中で、年金基金の財務諸表の監査の実態状況、今どのようになつてゐるのかということ、基金から加入者への説明の責任というのはどのようになつてゐるか、厚生労働省、お願ひいたします。

○副大臣(辻泰弘君) 二つのポイントをいただいたとすることでありますけれども、まず監査の状況といふことでございますけれども、厚生労働省

といしましては、これまでも各基金に対して業務執行の内容や体制、並びにそれらをチェックする内部監査による指摘事項の実施内容等について適正に点検を行つていただきよう指導してきたところでござります。

御指摘をいたしました外部監査の義務付け、こういつたものにつきましては、最終的に事業主がその費用を負担することについて理解が得られるかということや義務付けには法改正が必要であることなど、様々な課題があると考えております。

厚生労働省としては、先ほど申し上げました、有識者会議がまとめました報告書に基づきまして、現在、厚生年金基金の資産運用ガイドライン等の改正案についてパブリックコメントを行つておられますけれども、その中では、内閣監査に加えまして行政監査によるチェック機能を強化していくということにさせていただいたおります。

そして、後半のことについてでございますけれども、厚生年金基金には、厚生労働省令におきまして、前事業年度一回以上、積立状況等の財務概況などについて加入員並びに事業主に対し周知をしていただくことにしております。

厚生労働省いたしましては、これまでも基金がその責任を果たすよう指導してきたところでありますけれども、さらに、現在、先ほど来申し上

げておりますパブリックコメント中の資産運用ガイドラインにおきまして、周知すべき事項の中には、資産運用委員会の議事の概要を加えること、基が周知するに当たっては平易な表現を用いることなどを盛り込んでいます。

厚生労働省いたしましてこのよな取組を進めまいりましたけれども、引き続き各基金に対して説明責任をしっかりと果たすよう徹底していくべきだと考えております。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。

その基金側の方と加入者の企業の方々と両方がいらっしゃつてお話を聞いたんですけども、基金としては、厚生労働省の指示に従つてきちんと払つてきたという、そういう御認識なんですね。一方で、加入企業は、そんなこと聞いていなかつたと、脱退するときに、もう既に眞面目に今まで払つてきて、一億円以上払わなければいけないな

んということを知らなかつたと。

これ、年金というのは金融商品じゃないかもしれませんけれども、今お金を払つておけば後で返つてくるという、そういう形を考えると、加入者に対しリスクをきちんと説明するということが基金に求められるのではないかというふうに思いますが、今、それ十分果たしていると思います。

○副大臣(辻泰弘君) 個別のことば必ずしもつまりかでございませんので一般論で申し上げることなるかもしませんけれども、恐らくその脱落のルールも当初から約せっていたことであつたのではないかというふうに思うわけでありますけれども、その辺は、そのことについて、また個別に御指摘いただけましたら検討させていただきたいと思います。

○竹谷とし子君 これは多分個別のことではないと思うんですね。どこも同じような問題になつてゐるのではないかというふうに思います。しか

という、そういう状況にならないように、加入者側にも、特に都合が悪くなつたときのことをきちんと説明をしておくべきだというふうにこの件に關しても私は思います。

このADRに関してであります、まだ使い勝手が悪いというようなお声も國民からはいただいているわけですが、この見直しについてどういった計画になつてゐるか、金融庁、お答えください。

○政府参考人(森本学君) お答えいたします。

ADR制度につきましては、平成二十一年の金商法改正で、法施行後三年以内に各機関の業務の遂行状況等を勘査し制度の在り方を検討する旨の附則が定められてゐるところでございます。したがいまして、私どもいたしましては、この法施行が平成二十二年四月からでございますので、これに基づきまして今後見直しについて検討を行つてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○竹谷とし子君 最後に、総合的な取引所について、前回の財政金融委員会でも松下大臣にお願いをいたしましたが、やはり顧客の利便性を高めることが一番の目的であると私は思います。このためには、税制、口座の一元化というものをしっかりとやつていかなければいけないということで検討会を設けていくと、この法律が通つたらやつていくという、そういう御答弁いただいたかとくふうに理解をしておりますが、この検討スケジュール、具体的にどのようになつてゐるか、お答えください。

○国務大臣(松下忠洋君) 金融庁とそれから農林水産省、経済産業省、これで、三省庁の担当による協議会の設置、これを決めておりまして、口座や税制の一元化などの課題の対処を図るということは約束として決めて実行してまいります。スケジュールにつきましては、この法案が成立した後に直ちに協議会を設置します。そして、実質的な協議に入つていただきたいと、こう考えていま

ることたくさんございますけれども、しっかりと取り組んでいきたいと、そう思つています。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。中間報告なのか最終報告なのか分かりませんが、いつをめどに協議を持たれる予定でしょうか。○國務大臣(松下忠洋君) 現在、法案審議中ですで、法案が成立しましたら直ちにこの協議会を開催して、そして検討に入るというふうに考えております。

○竹谷とし子君 よろしくお願ひいたします。

質問を終わります。

○広野ただし君 国民の生活が第一の広野ただしでございます。

財政金融委員会で新しい会派になりますて初めてことになりますが、よろしくお願ひを申しあげます。

○竹谷とし子君 そこで、ちょっと冒頭に苦言を申し上げなきやいけないのは誠に申し訳ないんですけども、十時開催ということになつておりました。ふだん是非常に眞面目な民主党の方々が遅れられまして、そしてそのことについて自民党の大御所の鴻池さんがこれでは駄目だということで席を立たれました。私も合わせて席を立ちました。その後、数分たつてどうも再開をされたということでありますが、その再開をした、再開といいますか開催について何の連絡もないんですね。これはやはり大変なことで、これは今後あつてはならないといふことだと思いますので、是非、委員長におかれましてはよろしく取り計らいをいただきたいと思います。

ところで、本論に入らせていただきたいと思ひます。

この金商法、証券、そして金融、また商品を横断的、そして一括的にやる総合的な取引所というようなことで改正がなされるということであります。そしてまた、規制の、先ほどもありましたように、規制監督の一元化と、こういうことであります、本法改正によって具体的にどのような効

果が出るのか。現状の取扱高、そして五年後の取扱高、そして十年後はどうなるのか、そういうことの大体の予測をお示しいただきたいと思います。大臣によろしくお願ひします。

○國務大臣(松下忠洋君) 長年この問題には政権を超えて議論していただきました。これは先ほどからの御質問でもお答えしましたけれども、そういう形の流れの中で集大成としてでき上がってきているというふうに思つております。その意味では長年の懸案だったと、こう考えています。

今、日本再生戦略というのを検討しております。その中で、二〇二〇年までの目標として、この総合的な取引所において、世界から資金を呼び込み、取引所順位アジアトップを目指すというふうに書いてありますし、この最終目標に向かつて我々は努力していきたいということございまして、そこが我々の目標とするところでございまます。

○広野ただし君 アジアの金融センターというような意味合いも込めてやろうということでありましたが、もう少し具体的な数字をお示しいただきたなかつたなと思っております。

ところで、この総合的な取引所、まあある意味ではリスクヘッジの面と、もう一つは、円滑な資金調達といいますか、そういう側面とあると思ってます。

そういう中にあって、この証拠金の要するに規制といいますか、言わばレバレッジですね、この面で非常に現在の世界の情勢がマネーレーベン的な世界と実体経済との間に大変な乖離があつて、マネーレーベンが言わば実体経済を振り動かす。本来であれば資金調達等で実体経済を支える、あるいはリスクヘッジをするということが非常に大切なものだと思うんですが、そのところが、このレバレッジによってもう大変な変動を起こすということになつております。

国際的に、レバレッジのものをある程度抑制しようじやないかという動きがあると思いますが、私の考え方では、まあせいぜい十倍ぐらいまでと。ところが、債券であれば五十倍、そしてFXだと二十五倍ですか。それとか、株価指数とか、それそれによって違うわけですかけれども、このレバレッジの抑制についての金融大臣の見解を伺います。

○國務大臣(松下忠洋君) 現在、我が国におきましては、御指摘のように、個人を相手方とする、その外国為替証拠金、まあFX取引ですけれども、これが二十五倍、それから店頭株価指数デリバティブにつきましては十倍などのレバレッジ規制が設けられております。

一般的には、デリバティブ取引におけるレバレッジというのは、一定額の取引を行うために必要な証拠金の割合を言うですから、例えば百万円の株式先物の買いを買う建てる際には十万円の証拠金が求められる場合ということで、これは十倍ということなんですかとも、やはり適正な判断というのの中であるべきだというふうには私も考えております。

これらのレバレッジにかかる、取引にかかる失の発生は原則として投資家の自己責任の問題、それから現行規制は過剰との意見がある一方で、わずかな価格変動に伴い顧客が不測の損害を被るおそれがあることを踏まえれば、現行規制は適正との意見がござります。

いずれにしましても、金融庁としましては、レバレッジ規制を含むデリバティブ規制やその適切な運用によりまして投資家保護や取引の健全性が適切に確保されるように努めてまいりたいと、このように考えております。

○広野ただし君 適正とおっしゃいますけれども、私は更に抑制の方向へやっぱり持つていていただきたいなど。先ほど言いましたように、マネーレーベン的な側面が高まって実体経済に悪さを

ます。それでもう一つ、本来、銀行なり金融機関の信託用というものは非常に大切で、何よりもかにより

も銀行においてはそういうことが大切だと思つております。

午前中にもあつたようですが、LIBOR、ロンドンの銀行間取引、金利の問題につきまして、公取当局といいますか、スイス関係の競争当局等がいろいろと入つてきているというようなことで、この金利水準が言わば談合めいたことで決まるとか、あるいは金利水準を決めるものの透明性が失われると、こういうことがあつては、いや、銀行も談合なりそんないろんな不正操作をやって、それでもうけているのかと。資金量が膨大ですから、僅か〇・〇一とか違つても膨大な金額になるわけですね。ですから、そういうことがあつてはならないと、こう思つておりますが、まず金融庁の見解を伺います。

○國務大臣(松下忠洋君) 今の議員と全く同じ土俵でいろいろのことについては高い関心を持つて見ております。言わば金融市场における重要な金利指標でござりますので、しかもこれは広く世界に使われているという意味で大変重大です。このLIBORといった金利指標に関する不正操作、これはやっぱり金融市场の公平性や透明性に対する信頼を損なう、市場の健全な発展を損害しかねない重大な問題であるという認識で、高い問題意識を持ってこれを注視をしております。

また、金融庁におきましては、これまでも金利指標に関する不適切な金利の提示といった点も含めて、各金融機関の内部管理体制等について検査監督を通じて確認てきておりまして、仮に問題が認められた場合には、法令に照らし適切な対応を行つてしまひました。シティグループに対する業務停止命令、あるいはUBS証券等もそのとおりでございます。

金融庁としましては、今後とも引き続き検査監督を通じて各金融機関の内部管理体制等を確認して、仮に問題が認められた場合には、これは適切に対応してまいりたいということで、LIBOR全体についても高い問題意識を持って注視していることでございます。

○広野ただし君 是非、前向きにやつていただきたいなと思っております。

A-I-Jの年金問題のときも、金融庁はなかなか出動しませんでした。こういうことがあつてはならないで、今日は日銀総裁もいらしておりますが、総裁は、十日前ぐらいだったですか、お話をやつぱりされますが、まだ調査中のものであります。

が、私は、このLIBORそしてまた東京のTIBORと、こういうことを考えますと、何といいますか、検査規制当局じゃありませんけれども、やつぱり銀行中の銀行であるわけで、日銀さんがいろんなことを考えられると、これはやつぱり各銀行、金融機関はしっかりと姿勢を正すといふことがあらうと思います。ですから、決して見て見ぬふりをしないということでしっかりとやつぱうことなく、また覆い隠すことなく、これは見たいだきたいと思いますが、御答弁をお願いします。

○参考人(白川方明君) お答えいたします。金融にとつて最も大事なことは信頼でござります。LIBORをめぐる不正操作は、この信用を基礎とする金融機関にとって重大な問題でございませんして、今回の件は誠に遺憾であります。また、金融市場の公正性に対する信頼を損ない、市場メカニズムの健全な発展を阻害しかねないという点で大きな問題であるというふうにまず認識しております。

まず、金融機関においては、こうした不正を防止できるような体制を構築するとともに、金利指標の作成にかかる金融機関や関係諸団体が指標の信頼性を確保できる枠組みを整えることが金融市场への信頼確保にとって重要だというふうに考えております。

それから、先生御指摘の中央銀行のかかわり方でございます。

先生御指摘のとおり、中央銀行自身は、これは規制当局ではございませんけれども、しかし、必要性の高い、透明性の高い金利指標であるということは、これは非常に大事なことでございます。そういう意味で、中央銀行にとってマーケットは非常に大事でございますから、そうした中央銀行の立場からこれらの議論に積極的に参画をしたいというふうに思っております。

○広野ただし君 この問題も、四年前だつたですか、イングランド銀行、そしてニューヨーク連銀が注意を喚起したことから始まっております。もちろん、ニューヨーク連銀は規制的な力も持つておりますから、そういうところはあろうと思ひますが、中央銀行としてやはりこういうことは未然に防止する、そういう意気込みでやつていただきたいと思っております。再答弁をお願いします。

○参考人(白川方明君) リーマン・ブラザーズの、今回の件は、まず二〇〇八年の春の段階で、これはペラー・スターンズの破綻の後、非常に市場の緊張が高まつている中で、金利の実勢、これをどうやって把握するのかということが議論の出発点でございました。

先ほど申し上げましたとおり、中央銀行にとって透明性の高い金利指標というのは、これは非常に大事でございます。したがつて、今回の件といふのは、中央銀行にとって何か人ごとといふことは、これは全くございません。日本銀行自身も、これ、自らが所掌しています金融市场の、中央銀行が大いに関係しています金融市场の安定、それから最終的には金融政策の効果の波及といふ点でもこれは非常に大事な論点といふふうにこれは強く認識しております。

したがつて、決して、先生御懸念のような、中央銀行が何かこれから逃げるということでは全くございませんで、これはしつかり向き合つて対処していくと、そういうふうに決意をしておりま

いします、委員長に本来であれば来ていただきたかつたんですが。

当局のものも、スイスの公取といいますか競争せんだけではEUのEC委員会といいますか、この副委員長も、LIBOR、TIBORについて調査を開始しているということであります。

公取の事務局に聞きますと、今まで金融機関についてはいろいろな、何といいますか、銀行関係の公取としての案件はなかつたと、こういう話を言つておられます、なかつたからといって今後ともないというわけではないんで、ここは国際的にもそういう談合的なことが、金利水準についての談合的なことが、まあ調査中ということでありますから、私はせめてもうビアリング等でも始めてもらいたいと、こう思つておりますが、答弁お願いします。

○政府参考人(中島秀夫君) お答え申し上げます。先生御案内のとおり、独占禁止法におきましては、事業者が共同して商品、役務の価格などを取り決めて競争を実質的に制限する行為が不当な取引制限として禁止されているところでございます。この事業者には、当然一般事業者以外に金融機関、銀行も含まれるものであります。したがつて、本件については当然関心を有しているところであります。

ただ、個別の事案の処理について言及するのは、ここでは差し控えさせていただきたいと思いますが、いずれにしましても、公正取引委員会としては、金融機関も含め事業者によるカルテルなどの独占禁止法違反行為が認められた場合には、独占禁止法に基づきまして厳正に対処することとしておる所存でございます。

○広野ただし君 個別の案件はとかそういうことを言つていると、結局、何といいますか、見て見

ぬふりをするとか覆い隠すといふようなことになつてしまふんで、これは海外のそういう公取担当局のようなところがもう調査に入つているところです。

当局のようなところが、せめていろんなピアリングでもやつていくというような姿勢を是非示していただきたい。課徴金なんかも、バークレーだけでももう数百億円なんですね。ですから、そういう意味では本当に前向きに取り組んでいただきたいなと思っております。

そして、今度の金商法でも、こういう形で総合的な取引所ということになつていく、こういうことは非常に大切だとは思うんですが、やっぱり、先ほどからありますように、いろんな銀行の在り方を非常に曲げてしまうというようなことが懸念をされます。そういうこともあって、ボルカールールということで、ファンドに銀行がお金を出さないようなふうに持つていくこと等が今提唱され、これは特にアメリカの方からですが、なされております。これについて金融庁と日銀総裁に伺いたいと思います。

○国務大臣(松下忠洋君) ボルカールールについてお尋ねでございました。先生のおっしゃるとおり、これは昨年十月にアメリカの金融規制当局が公表した銀行グループにおける短期の自己勘定取引の禁止等を内容とする規制案であるといふうに理解しております。このルール案は、米国外の金融グループの米国外拠点に対する広範な域外適用の規定や、あるいはアメリカ国債を除く各国の国債の取引も規制対象とする規定を含んでおり、世界の金融市场や金融機関の流動性、安定性に悪影響をもたらす懸念があると考へています。

このために、昨年十二月に当庁と日本銀行は連名で米国金融規制当局に対しても、こうした懸念を表明するコメント・レターを発出したところであります。各國からも同様の懸念が表明されていると、いうふうに承知しております。

このボルカールールの実施に当たっては、他

う、アメリカ当局において、我が国を含む各國当局から示された懸念を踏まえた十分な調整が行われることを強く期待しているところであります。

○参考人(白川方明君) お答えいたします。ボルカールールは今大臣からも御答弁ございましたとおり、金融機関による過度のリスクテークを抑制することを通じまして、金融システムの安定確保を目指すものであるというふうに承知しています。日本銀行としては、この米国のルールが米国以外の地域にも適用されることにつきましては、以下の二点において懸念をしております。

第一点は、米国債以外の国債市場の流動性が低下する懸念があることでございます。米国債などの主要な米国債券が規制対象外とされていることにも表れていますように、円滑な市場取引の確保は重要でございますけれども、ボルカールール上、日本国債や欧州国債などは規制の対象から除外されておりません。

第二に、このボルカールールでは短期の為替スワップ取引が規制の対象になつていています。こうした取引を通じるドル資金の調達が減少し、金融機関のドル資金繰りに影響が及ぶ可能性があります。

日本銀行では、先ほど大臣からも御答弁がございましたとおり、昨年末に、これは諸外国に先立ちまして、金融庁と日本銀行が連名でコメントを発出し、懸念を伝えました。それから、私自身も幾つかの国際会議で海外の中央銀行の首脳に直接問題提起を行いました。その後、各國の当局からも同様の懸念が表明されています。

○広野ただし君 以上で終ります。

○中西健治君 みんなの党の中西健治です。

これまで本委員会でも、総合取引所を早く創設す

べきであるということを私は主張してきましたので、今回金商法がこうやつて審議されるということは、遅ればせながらという感じはいたしますけれども、いいことだというふうに思つております。

その中で、まずこの総合取引所の位置付けについて大臣にお伺いしたいと思うのですが、政府が取りまとめた新成長戦略においては、金融は実体経済、企業のバックアップ役としてのサポートを行つと同時に、金融自身が成長産業として経済をリードするということが完全に並立して書かれています。今般の日本再生戦略案は明日にでも閣議決定されるということですけれども、それを見ると、我が国企業が海外進出する際にそのサポートをする制度金融の中に紛れ込まされる形で書かれておりますので、金融自身が成長産業という位置付けとして明記をされないのが今度の日本再生戦略なんですかといふうに読めるわけですが、このように位置付けは政府にとって変わつてしまつたのでしょうか。

○國務大臣(松下忠洋君) 御指摘のことが、私

が成長産業と経済をリードすることの二つでありまして、これらの二つの役割を十分に果たし得る

金融の実現を目指すこととされているのが新成長

戦略でございます。

今回の再生戦略でござりますけれども、一つに

は金融産業の成長力、競争力強化や不動産投資市

場の活性化等を図ることと、そしてアジアの

金融センターとしての地位を確立するべく、総合

的な取引所の実現、それから投資家の利便性向上

のための施策を講じると、こうされておりまし

て、引き続き金融そのものに対する成長産業としての期待は変わらないというふうに私たちは認識しております。この総合的な取引所の実現がこの

ように日本の市場の将来にとつて極めて重要であ

るという位置付けは変わつていないというふうにしっかり認識しています。

○中西健治君 そういう意気込みで、そういう目標でやらなければ、総合取引所をつくつても、やはりアジアでナンバーワンになつていくなどということは夢物語に終わつてしまつので、当然高い

目標を持たなきやいけないということを確認した

いということを質問させていただきました。

そして、その高い目標、取引所順位アジアトップを目指す、世界から資金を呼び込むということであれば、このグローバル化が進んだ金融市場でありますので、例えば完全な二か国語化や経営トップにグローバルな人材を登用する、そうしたこと

が必要となると思いますが、そこら辺について検討を行つてはでしょうか。

○國務大臣(松下忠洋君) 現在検討中の日本再生

戦略でござりますけれども、総合的な取引所にお

いて、世界から資金を呼び込み、取引所順位アジ

アトップを目指すと、こうされています。説明し

ました。

金融庁としましては、この取引所のグローバル化の取組を支援するとともに、我が国の金融資本

市場、自由市場自体の魅力向上に向けて積極的に

取り組んでまいりたいというふうに考えていま

す。

その中で、グローバルな人材のこととございま

したけれども、国際的な金融センターとしての更

なる地位向上、それを目指していくべく、外企企

業上場の環境整備、誘致体制の強化やグローバル

人材の採用、育成の強化等の取組にもしっかりと

進めていくと、うふうに承知をしております。努

めをしていきたないと考えます。

○中西健治君 今おつしやられた最後のことは、

努力するということであれば、進捗状況を我々も

見ていくたいので、確実にやつていただきたいと

思います。

それぞれの商品取引所について少し質問をした

いと思いますが、一昨年この委員会、藤田委員長

のときだつたと思いますが、取引所の視察という

のを行いました。東証それから東京工業品取引所そして東京金融取引所、こちらとの意見交換などを行つたわけですけれども、そのときの印象とはも行つたわけですね。どちらも、そのときの印象とこれは必ずしもいいものでもなかつたというも

のを委員の皆さんもシェアしていただんではないか

なというふうに思います。

まず、東京工業品取引所ですけれども、やはり取引高が激減しているという中で、打つ手なしと云ふふうに読めるわけですが、このように位置付けは政府にとって変わつてしまつたのでしょうか。

○國務大臣(松下忠洋君) 現在検討中の日本再生

戦略でござりますけれども、総合的な取引所にお

いて、世界から資金を呼び込み、取引所順位アジ

アトップを目指すと、こうされています。説明し

ました。

金融庁としましては、この取引所のグローバル化の取組を支援するとともに、我が国の金融資本

市場、自由市場自体の魅力向上に向けて積極的に

取り組んでまいりたいというふうに考えていま

す。

その中で、グローバルな人材のこととございま

したけれども、国際的な金融センターとしての更

なる地位向上、それを目指していくべく、外企企

業上場の環境整備、誘致体制の強化やグローバル

人材の採用、育成の強化等の取組にもしっかりと

進めていくと、うふうに承知をしております。努

めをしていきたないと考えます。

○中西健治君 今おつしやられた最後のことは、

努力するということであれば、進捗状況を我々も

見ていくたいので、確実にやつていただきたいと

思います。

それぞれの商品取引所について少し質問をした

いと思いますが、一昨年この委員会、藤田委員長

のときだつたと思いますが、取引所の視察という

るところでございます。

今後とも、国際競争力を有していくためには、こうした国際的な連携は有力な手段と考えております。特に、資本面での提携につきましては、商品先物取引法でも、二〇%を超える出資

については大臣の認可が必要となるなど、相当の

比率の出資を受け入れることについては慎重な考

慮を求めており、我々としても注意深く対応して

いくこととしてまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、健全な商品先物市場

の活性化の観点から、証券、金融と商品を一体と

して取り扱う総合的な取引所の実現は重要であ

り、その推進に向けてしっかりと取り組んでまいり

たいと考えてございます。

○中西健治君 念押ししたいんですけど、それ

は、二〇%以上の資本を持つということに対しても

は注意深く取り組むという話でしたが、二〇一二

年に総合的な取引所ができるという直前ですの

で、CMEが資本を二〇%以上持つというような

申請がなされた場合には、それは認可しないとい

うと考えてございます。

○中西健治君 念押ししたいんですけど、それ

は、二〇%以上の資本を持つということに対しても

は注意深く取り組むという話でしたが、二〇一二

年に総合的な取引所ができるという直前ですの

で、CMEが資本を二〇%以上持つというような

申請がなされた場合には、それは認可しないとい

うと考えてございます。

○中西健治君 それを是非とも確認したいとい

うことでよろしいですね。

○大臣政務官(中根康浩君) 商品先物を含めたデ

リバティ取引の分野では、国際的な業務・資本

提携が急速に進んでおり、その動きは欧米間にと

どまらず、アジアや中南米の国々に及んでおりま

す。

例えは、アメリカのシカゴ商業取引所グループ

は、ブラジル、マレーシア等と資本関係を含めた

業務提携、また韓国とは商品の相互上場を実施し

ておりますが、これらの取引所は商品と金融が一

体化した総合的な取引所でございます。

なお、我が国の大坂証券取引所も、株価指数先

物をシカゴやシンガポールの海外取引所と共同上

場をさせております。日本の商品取引所である東

京工業品取引所でも、これまで上海、ドバイ、シ

ンガポールといった海外の取引所と国際的な連携

を行つてきており、海外取引が三〇%に及んでい

るところでございます。

これから総合的な取引所をつくつていくとい

ことは、証券も、そして金融も商品もというこ

とであります。

とですから、金融も大きな柱のうちの一つになる、金利商品も柱の一つになるはずですが、それに対し協力を金融庁としては促していくべきなんではないかと思いますが、今どうお考えになつていらっしゃるでしょうか。

○政府参考人(森本哲生君) お答えいたします。

総合的な取引所は、金融証券及び商品を一括して取り扱う取引所を実現することで国際競争力の強化、利用者利便を高めるといったことを目的としておるわけでございます。この目的を達成するのに必要な関係者には、我々三省庁で、法律が成立いたしますれば協力を積極的に要請していきたいというふうに考えておるところでございます。

○中西健治君 是非ともこの東京金融取引所に対してはきつちりやつてもらわないといけないんです。

我々が委員会として視察に行って、そのときに全く関心がないということを公言しているところですから、もう一度しっかりとここに対し協力を促していくということをもう一度確認させてください。(発言する者あり)

○政府参考人(森本哲生君) 東京金融取引所もそうした意味で関係者の一つだというふうに考えておられます。

○中西健治君 今、与党席から大臣の答弁を求める声が上がりましたので、大臣の覚悟を聞かせてください。

○国務大臣(松下忠洋君) 取り組んでまいります。

来年の一月一日に、まず懸案でありました東証と大証、これを一つにして日本取引所グループと、こういたします。このことがいろいろな大きな、実質的に、実効的にどう動いていくかということで、周りに起こす影響は大きいと見ています。そこをしっかりと動かすことで、周邊にもしっかりといい影響を及ぼしながら、そして引っ張つていただきたいということを考えています。

○中西健治君 是非とも強力に指導していただきたい

たいと思います。

と思います。

もう一つ、東京穀物商品取引所、農水も来ていましたので、東京穀物商品取引所についてお聞きしたいと思いますが、この東穀取から東工農品取引所への市場統合というのは二〇一〇年に一旦決定はされていました。しかし、その後、米の試験上場ということを理由にして、二〇一一年七月に東穀取側から白紙撤回ということが行われております。そして、今年になって東穀取から東工取への市場承継を二〇一三年二月に行うとの再合意がなされているわけですが、これはもう撤回されることはないと考えていいのかどうかについてお伺いしたいとの、そして東工取が農産物市場を開設するための市場開設の認可関係は今はどうのようになっているのか、併せてお答えいただきたいと思います。

○大臣政務官(森本哲生君) 中西委員おっしゃるとおり、この問題については来年二月めどに移管することを本年五月に報告を受けておるということですから、もう一度しっかりとここに対し協力を促していくということをもう一度確認させてください。(発言する者あり)

○政府参考人(森本哲生君) 東京金融取引所もそうした意味で関係者の一つだというふうに考えておられます。

○中西健治君 今、与党席からも大臣の答弁を求める声が上がりましたので、大臣の覚悟を聞かせてください。

○国務大臣(松下忠洋君) 取り組んでまいります。

来年の一月一日に、まず懸案でありました東証と大証、これを一つにして日本取引所グループと、こういたします。このことがいろいろな大きな、実質的に、実効的にどう動いていくかということで、周りに起こす影響は大きいと見ています。そこをしっかりと動かすことで、周邊にもしっかりといい影響を及ぼしながら、そして引っ張つていただきたいということを考えています。

○中西健治君 是非とも強力に指導していただきたい

と思います。

課徴金の対象を拡大することが盛り込まれてい

ます。

ただいていますので、東京穀物商品取引所についてお聞きしたいと思いますが、この東穀取から東工農品取引所への市場統合というのは二〇一〇年の公募増資に絡むインサイダー取引では課徴金の低さがかなり問題視されていますので、そこについてどう考えているのか、教えてください。

○副大臣(中塚一宏君) 現行の課徴金制度は経済的利得に對して課すと、基準とするということになつております。ですので、よく報道されている運用委託者の利益と比べて余りにも額が少ないぢやないかという指摘をいたいでいることは重々承知をいたしております。ですので、最近のこの公募増資インサイダー事案について、いろいろな実態も踏まえて、七月の四日であります、金融審議会の方にインサイダー取引防止見直しの諮問をいたしました。その中で、今お話しの課徴金の水準、課徴金の計算方法についても御議論をいただき、答申をいただいたら法改正も含めて検討していただきたい、そう思つております。

○中西健治君 私の意見としては、運用受託者がこのようなことを行わないようにするためには運用委託者、委託側の利益にまで勘案するというようなことを考へるべきなんじゃないかなというふうに思つております。

もう一つ、今回の公募増資に絡むインサイダー取引に関して、課徴金というのが課されていま

す。実際にそういう処分が行われていますけれども、金商法で規定されている刑事罰の適用は行われておりません。個別具体的なことは多分お答えがいただけないと思うので、刑事罰を適用するとしたらその基準は何なのか、それについて教えていただけないでしょうか。

○政府参考人(岳野万里夫君) 金融商品取引法でインサイダー取引に對します制裁いたしまして

刑法罰それから行政上の措置としての課徴金の二つの仕組みがあるわけでございます。

今回の金商法改正案の中には、インサイダー取引に関する課徴金のことも含まれておりますの

で、そちらについても質問をさせていただきたい

いは刑事訴追を求めて調査を行うのはどういう事

案かということでございますが、一般論として申し上げますと、私どもが刑事訴追を求めるための犯則調査を行なうか否かにつきましては、一つには問題となる法令違反行為の事実関係がどういうことかということをしつかり押された上で、二番目でございますが、その法令違反行為の重大性、悪質性をよく見させていただくわけでございます。

重大性というのは、行為の内容ですか規模ですかとかその継続した期間、そういうもののを一つメルクマールとしてございます。さらに、三番目でございますが、その法令違反行為の関与した者の動機ですか、あるいは役割、あるいはいろいろな意味での地位、そういうのもの。それからさらには、刑事罰ということになりますと刑法総則の規定で故意性といつたようなことが要件になつてしまりますので、そういうこともにらみながら事案の態様を総合的に勘案して判断するということとしております。

○中西健治君 最後に、今回の金商法改正の三本目の柱、店頭デリバティブ取引における電子取引システムの使用義務付けなんですねども、電子取引システムの利用促進自体はもうずっと前から民間で行われているということがあります。なぜ使用義務付けを法律で定めなければならぬのか、それを教えていただけないでしょうか。どういう公益があるのか、教えていただきたいと思ひます。

○副大臣(中塚一宏君) 一般的の改正は、G20ののビツツバーグ・サミットの首脳声明など国際的な議論を踏まえた改正でございます。二十二年の改正で、中央清算機関を通じた決済とそれから契約の取引情報蓄積機関への報告をこれをお願いをいたしまして、成立をさせていただきました。

今般、やはり一定の店頭デリバティブ取引を行なうに当たって、電子取引システムの使用を義務付けるということであります。が、価格情報等の公表を義務付けるということも併せてお願いをしておるところであります。

どうもありがとうございました。

○大門実紀史君 大門でございます。

本法案の、店頭デリバティブの公正性、透明性の向上、あるいは不公正取引規制、これらは必要な施策だというふうに思つておりますが、問題は、今日も議論がありましたが、総合的な取引所の創設そのものというよりも、それが自指す方向が本当にいいことなのかどうかですね。このことについて絞つて質問したいと思います。

まず、大臣に基本的な認識をお伺いいたしたいと思うんですけれども、総合的な取引所創設といふのは、要するに、説明にもあつたとおり、証券会社等が商品取引に参入しやすい環境整備をする、あるいは投資家の利便性を高める、出来高を増やして市場を活性化するということで、さらにもつと様々なデリバティブ商品が開発できるよう規制緩和、効率化、スピードアップをする、と、それで世界の商品取引市場に追い付けというふうな流れ、話だというふうに思います。これはもちろん証券業界の要望にもこたえたものですけれども、そもそもこの商品先物取引は現物を扱う取引事業者のリスクヘッジという点では歴史的な役割もあつたわけでございます。

しかし、昨今の世界の商品先物市場は、特に二〇〇五年、七年辺りから二〇〇九年に至るときにもうみんな忘れたような話になっていますけれども、原油の高騰がありました。ニューヨークのWTIで乱高下繰り返したわけですね。それとか、二〇〇九年のリーマン・ショックも裏側には商品先物のことがございました。

そういう、何とか、現物の取引業者の、このリスクヘッジというよりも、今や莫大な投機資金が、投機マネーが流れ込んでマネーレースの場所になつているということだというふうに思いまして、むしろ現物取引業者がこの商品先物市場を敬遠するぐらいになつていて。これは後で報告書を示しますけれども、そうなつてゐるわけございまして、さらに、原油、穀物などの生活必需

品の暴騰や乱高下は普通に暮らす人々にも大打撃ます。

今必要なのは、そういうことに対するきちんとした、本来、商品先物、商品取引はどうあるべきなのかというもつと深い分析、これだけの金融破綻があつたですから、そういう深い分析なり、十年後の商品先物市場がどうあるべきか、これら商品先物、商品取引どうあるべきかというふうなものをもう少しそく考えた、洞察といいますか哲学を持って今回の提案をされているならない

んですけれども、何か喉元過ぎれば同じように、世界から遅れているとか、もつともっと出来高だと、十年前と同じような気持ちで今回提案されているように思えてならないんですけども、この数年間のこの総括というかそういうものは、大臣、含まれて提案されているんでしょうか。

○國務大臣(松下忠洋君) 長年、時間掛けて議論してまいりました。今、金商法の改正案としてその中に一部が出てきているんですけども、総合取引所を議論するときに、これは三年ほど掛かりましたけれども、経済産業省、そして内閣府、もちろん金融庁ですけれども、その中で、将来の世界の動向、そしてこの中で果たすべきこの総合取引所の役割、その未来図を含めてどういうことをするかということは議論してペーパーにまとめました。

そういう中で、世界の金融がやっぱり経済の中の血液として一定の約束事に基づいてしっかりと回っていくことが大事だということの役割を日本の中で果たすためにどうするがいいかということを話している。この数年間のこれだけの金融破綻を引き起こしたマネーレースの世界について何の反省もなくこうしているということを提案しているんですけど聞いておるわけですよ。大臣のおっしゃったそのペーパーは何の反省もないからこうやって質問しているわけでございます。

○大門実紀史君 ちょっと松下さんに聞いたのが無理があつたかも分かりませんけど、そういうことじゃないんですね。グラミン銀行、何の関係もありませんよ、これは。何の関係もないようなことを話している。

○大臣政務官(大串博志君) お答え申し上げます。

今般、先ほどおっしゃいましたように、二十二年の十二月に中間報告をまとめて、今年に入つて最終的な取りまとめになつたわけでございます。今回取りまとめている案は、二十二年、中間取りまとめで取りまとめた際のB案そのものというよりも、金融庁に一元化するという形の中、さ

は日本の再生戦略、日本自身の再起動にしつかり役に立つよう、そういう金融システムの中での事実ではないかと思うわけでございます。

今まで、その中にはいろんなお金の使い方がありますから、そこはしっかりと受け止めながら我が国が孤立化していかないような努力をしようと、こういうことで方向性を出したつもりでございます。

ただ、昨日、私はグラミン銀行のユヌスさんと昼食を共にして、そして昨日は一日、この金融資本市場の中での自分たちの役割というその話をずっとシンポジウムとしておられましたけれども、あの人たちと話しておられたときに、私たちには、またもう一つのお金の使い方、これがアジアの中でもつかりあるということをしました。ぬくもりのある、しかし小さなお金でもその地域が、全部の地域が救われるという使い方があるということですから、そういうことを含めて我々は今勉強してきたということをお伝えしたいと思います。

以上です。

○大門実紀史君 ちょっと松下さんに聞いたのが無理があつたかも分かりませんけど、そういうことじゃないんですね。グラミン銀行、何の関係もありませんよ、これは。何の関係もないようなことを話している。

私は、本来ならばこの民主党のミニフェストどおりA案でいくべきだったというふうに思うわけですけれども、なぜB案になつたのか。これは民主党のことがかかわりますので、副大臣か政務官にお答えいただければと思います。

おりA案でいくべきだったというふうに思うわけですがござります。これは、三条委員会としてつくる監視委員会でございます。

私は、本来ならばこの民主党のミニフェストどおりA案でいくべきだったというふうに思うわけですけれども、なぜB案になつたのか。これは民主党のことがかかわりますので、副大臣か政務官にお答えいただければと思います。

○大臣政務官(大串博志君) お答え申し上げます。

もうちょっと具体的に言いますけれども、金融庁、農水省、経産省の三省で総合的な取引所検討チームがつくられて、資料を配りましたけれども、十二月の、これは中間整理ですが、この後、

らに金融所管官庁と商品所管官庁の協議、連携の枠組みを整備しておつて、商品の生産・流通に対する悪影響の発生の防止、こういったこともできようとしているが、こういったものにしていま
す。

今お話をありましたA案についてですけれども、これ、先ほど大臣からも話があつたように、いろんな議論があつてここに行き着いておりまます。A案に関するメリットもデメリットももちろんあると思います。しかし、いろんな世界の金融の流れ、あるいは世界の金融規制監督の流れを今次見ておりますと、現在は金融市場あるいは金融商品の融合、横断化という流れが非常に強く出ています。当局の組織の在り方にも横断化という流れが顕著に出てきていて、リーマン・ショック以降の流れを見てもそういった動きが出てきております。こういったことも踏まえて今回、いろんな議論の末、金融庁に一元化した上で各省と連携強化するというような形にしているわけでございます。

ただ、大門先生、先ほどおっしゃいましたように、投機にいろんなものがさらされて、いわゆる金融市場を利用される方の利便に害するようになるとになつてはいかぬという思いは私たちも当然持つておりますし、そのために、市場の厚みを持ち、かつ規制監督をしっかりと取れる枠組みをつくつていくというのが大筋だというふうに思いますが、基本的な考え方方はそういう考え方にしておるというふうに御理解いただければと思います。

○大門実紀史君 そうおっしゃるなら、やつぱり民主党のマニフェストに基づいたことを貫かれるべきだたと思います。

例えば、アメリカの商品先物取引委員会、CFTCですけれども、何をやっているかとか、そういうことをあれですか、金融庁は分析したりちゃんと分かった上で、勉強した上でこういう提案をされているのかしら。

もう時間の関係で私の方から言いますけれど

一緒に頑張りたいと思ったところでござりますけれども、結局、金融庁が一元化して、言わば原発じゃありませんけれども、この行政、業界を保護したり振興する官庁が規制もやるというふうなところに落ち着いてしまったわけでございます。もちろん、この間、金融庁は割ときちつと規制も掛けておられますけれども、これはまた人が替わつたり長官が替わつたらどうなるか分かりませんから、仕組みとしてきちっとこういうものをつくるべきだというふうに思います。

民主党のマニフェストというのはもうほろほろですけれども、自民党からは取り下げろ、取り下げると言われて取り下げてきましたけれども、私は

はやつぱり貰くべきだと。貫いて駄目だつたら、また野に下ればいいわけですよ。それでまた政権交代すると、出てくればいいわけであつて、こんな、もうことごとく取り下りて、妥協して、それで政権にいたつて仕方ないと思うんですね。そう思いませんか。やつぱりそういうのは政党政治の私は自殺行為だというふうに思います。

もう一つは、先ほど言いました投機市場化するという話は、これは具体的に資料の方に書いてございますが、産構審、今日も取り上げられましたが、六月十八日の産構審の商品先物取引分科会ですね、実はもうむちやくちやなことがここに、ほかのことで書かれているんですよ。FXを見習おうですよ、これからこの商品先物でFXを見習おうと。バイナリーと呼ばれるオプション取

引もやろうと、高速自動売買ですね、今も問題になっていますが、それもやろうと。バイナリートって何かといつたら、バイナリーオプションって今FXで大変問題になつておりまして、素人がやれるように、十分後、円高ですかね。安ですかと、これだけでどちらかにやると。これはもうあれですよ、投資でも何でもないですよ。丁半ばくちですよ。どつちかだと、これだけですね。丁半ばくちですよ。どつちかだと、これだけですね。こんなことまでこの商品先物で考えていくなんというばかなことをこの産構審で言つているわけでございまます。

今問題になつてゐるのはC.T.A.というのがあります、コンピュータープログラムを駆使して、ヘッジファンドが自動売買システムでやるというのがありますけれども、これ大問題になつてますよね。そういうものまでここでやろうみたいな話になつていてるわけでござります。

かなことを、時代錯誤のことを言つてゐるわけですが、
ございます。
こんな方向で本当にやるんですか。許しちゃう
んですか、金融庁は。

○大臣政務官(大串博志君) 今お話をいただきま
した総合的な取引所でどういった商品を扱つてい
くかということですけれども、これは政令で指定す
していくことにしておりますけれども、具体的に
どのような商品を扱えるとするかは、今後、各省と
ともいろいろ協議しながらやつていきたいという
ふうに思います。

そのときに、基本は民間の取引所でございます
ので、主体的な経営判断というものがあろうかと思
いますが、いずれにしても各省と協議しながら決
めていきますが、そのときに、今御指摘ありま
せん。

た産構審のこの報告も承知しております。一方で、先ほど申しましたように、利用者の皆さんのがんばりに資する市場でなきやいかぬし、利用者の皆さんをきちんと保護できる市場でなければなりません。そういうふたものにしていくためには、一 定の市場の厚みあるいは流動性があることで、例えはいろんな投機的な動きに対しても、それが大数の法則の中である程度吸収できるという面が市場の役割なんじゃないかというふうに思います。ですから、行き過ぎた投機にならないようにするという点においてはきちんととした規制監督をすることになります。

のは事実ですよね。ところが、流動性といったつて、もう過剰流動性ですから、肥大化しちやつたるわけですから、池に鯨を泳がせるようなそんな話なんですね。そういうことが分からぬかな、どうして分からぬのかなと思いますけれども。

これは、日本商品先物振興協会、つまり、事業者そのものが何を言っているかというのをちゃんと踏まえるべきなんですね。現物の取引事業者は、そのものは、もう今、元々商品先物というのは、何といいますか、投機マネージャーない、もつとうござんくさい世界だったわけですね。これが若干規制されて健全化しつつあるんだけど、今度こういふう投機市場になつたら自分たちはもう参加しにくいくらいことを逆に報告書ちゃんと、御存じだ

<p>税を行わないことに関する請願(第一八四五号)</p> <p>一、消費税の増税反対、医療・介護施設へのゼロ税率を求めるに関する請願(第一八四六号)</p> <p>一、消費税大増税計画中止に関する請願(第一八四七号)</p> <p>一、消費税の増税反対に関する請願(第一八七号)</p> <p>一、消費税率引上げ反対に関する請願(第一七八号)</p> <p>一、消費税の増税反対に関する請願(第一九一三号)</p> <p>一、消費税増税を行わず、社会保障・税一体改革を撤回することに関する請願(第一九一四号)</p> <p>一、社会保障の充実を口実にした消費税の税率アップを行わないことに関する請願(第一九四三号)</p> <p>一、消費税増税をやめ、国民・中小業者の暮らしと絏営を守ることに関する請願(第一九四四号)(第一九四五号)(第一九四六号)(第一九四七号)(第一九四八号)</p> <p>一、所得税法第五十六条廃止に関する請願(第一九五〇号)</p> <p>一、国税通則法の改悪反対・納税者の権利確立に関する請願(第一九五一号)</p> <p>一、所得税法第五十六条の廃止に関する請願(第一九五二号)</p> <p>一、消費税の増税をきっぱりやめることに関する請願(第一九五三号)(第一九五四号)</p> <p>一、消費税の大増税計画中止に関する請願(第一九五五号)(第一九五六号)(第一九五七号)(第一九五八号)(第一九五九号)(第一九六〇号)(第一九六一号)</p> <p>一、大企業・富裕層に応分の負担を求め、庶民増税・消費税増税をしないことに関する請願(第一九六二号)</p> <p>一、保険業法を見直し、団体自治に干渉しないことに関する請願(第一九六二号)</p>
<p>第一八三九号 平成二十四年六月十三日受理</p> <p>社会保障の充実を口実にした消費税の税率アップを行わないことに関する請願</p> <p>請願者 新潟県長岡市昭和一ノ七ノ一九 林睦夫 外四千八百八十三名</p> <p>紹介議員 井上 哲士君</p> <p>この請願の趣旨は、第二七号と同じである。</p> <p>第一八四〇号 平成二十四年六月十三日受理</p> <p>社会保障の充実を口実にした消費税の税率アップを行わないことに関する請願</p> <p>請願者 熊本県八代市海士江町三、一六六一 西村勝 外四千八百八十三</p> <p>紹介議員 市田 忠義君</p> <p>この請願の趣旨は、第二七号と同じである。</p> <p>第一八四五号 平成二十四年六月十三日受理</p> <p>社会保障や震災復興を口実にした消費税増税を行わないことに関する請願</p> <p>請願者 北海道北見市高栄東町一ノ二ノ二 野口八重子 外九百三名</p> <p>紹介議員 紙 智子君</p> <p>この請願の趣旨は、第二五九号と同じである。</p> <p>第一八四六号 平成二十四年六月十三日受理</p> <p>消費税の増税反対、医療・介護施設へのゼロ税率を求めるに関する請願</p> <p>請願者 北海道函館市本通四ノ二七ノ一〇 千葉昌代 外二百四十三名</p> <p>紹介議員 田村 智子君</p> <p>この請願の趣旨は、第二六五号と同じである。</p> <p>第一八四七号 平成二十四年六月十三日受理</p> <p>消費税大増税計画中止に関する請願</p> <p>請願者 札幌市東区北二十七条東四ノ三ノ一六 小林公雄 外千七百三十七</p> <p>紹介議員 紙 智子君</p> <p>この請願の趣旨は、第八〇八号と同じである。</p> <p>第一八四三号 平成二十四年六月十三日受理</p> <p>消費税増税撤回に関する請願</p> <p>請願者 新潟県南魚沼市六日町九〇四ノ二</p>
<p>第一八四四号 平成二十四年六月十三日受理</p> <p>消費税の増税反対に関する請願</p> <p>請願者 石川県能美市寺井町中五三 金平 真智子 外七百七十三名</p> <p>紹介議員 井上 哲士君</p> <p>この請願の趣旨は、第八三号と同じである。</p> <p>第一八四五号 平成二十四年六月十三日受理</p> <p>消費税増税を行わないことに関する請願</p> <p>請願者 新潟県長岡市昭和一ノ七ノ一九 林睦夫 外四千八百八十三名</p> <p>紹介議員 井上 哲士君</p> <p>この請願の趣旨は、第五二号と同じである。</p> <p>第一八四六号 平成二十四年六月十三日受理</p> <p>消費税の増税反対に関する請願</p> <p>請願者 京都府向日市上植野町山ノ下一三 ノ七〇 奥村亨 外九百二名</p> <p>紹介議員 井上 哲士君</p> <p>この請願の趣旨は、第八三号と同じである。</p> <p>第一八四七号 平成二十四年六月十三日受理</p> <p>消費税の増税反対に関する請願</p> <p>請願者 京都府向日市上植野町山ノ下一三 ノ七〇 奥村亨 外九百二名</p> <p>紹介議員 井上 哲士君</p> <p>この請願の趣旨は、第八三号と同じである。</p>
<p>第一八七八号 平成二十四年六月十三日受理</p> <p>消費税率引上げ反対に関する請願</p> <p>請願者 愛知県丹羽郡扶桑町南山名字仲畑 一三六ノ一 大數憲治 外千名</p> <p>紹介議員 又市 征治君</p> <p>この請願の趣旨は、第八三号と同じである。</p> <p>第一八七八号 平成二十四年六月十三日受理</p> <p>消費税率引上げ反対に関する請願</p> <p>請願者 京都府向日市上植野町山ノ下一三 ノ七〇 奥村亨 外九百二名</p> <p>紹介議員 井上 哲士君</p> <p>世界的経済危機が混迷を深める中で、我が国は依然としてデフレ傾向にあり、国民生活を直撃している。建設業においては、新設着工戸数が一九九六年度の百六十三万戸から消費税率五%に引き上げられた一九九七年度に百三十四万戸、二〇〇九年度は七十七万戸に激減している。賃金・単価は引き下げられ、内需は縮小し、雇用関係が請負関係に擬される傾向にある。高額所得者・資産家・大手企業への減税が続けられる一方で、大衆増税が行われ貧富の格差が拡大している。雇用関係の崩壊や所得格差拡大に、税制が、取り分け消費税制が影響している。消費税は、(一)所得の低い者に負担が重く、所得の高い者の負担が軽い逆進性の強い税制である(二)中小零細での転嫁の困難性から中小零細事業者が負担を強いられる(三)景気にマイナスである(四)衣食住の生活必需品に課税するべきではない(五)労働力の外注化が進み、労働関係の崩壊、労働条件の悪化を助長する。消費税率引上げの議論の前に、税の無駄遣いの是正、応能負担強化、内需拡大による経済活性化、雇用の拡大、年金制度等将来不安の解消を図るべきである。国及び地方自治体の財政破綻の状況の原因を改めなければ、消費税率を引き上げても解決しない。</p> <p>ついては、次の事項について実現を図られた</p> <p>一、消費税率を引き上げないこと。</p> <p>第一九一三号 平成二十四年六月十三日受理</p> <p>消費税の増税反対に関する請願</p>

請願者 京都府向日市上植野町十ヶ坪九ノ四〇 市田陽治 外五十三名 紹介議員 市田 忠義君	この請願の趣旨は、第八三号と同じである。	社会保障の充実を口実にした消費税の税率アップを行わないことに関する請願 請願者 長野県上田市芳田一、〇九八ノ四 久保田道子 外千九百九十七名
第一九一四号 平成二十四年六月十三日受理 消費税増税を行わず、社会保障・税一体改革を撤回することに関する請願 請願者 大阪府泉大津市松之浜町二ノ二一 ノ一九 三津英子 外六百六十九 紹介議員 市田 忠義君	この請願の趣旨は、第九六一号と同じである。	第一九四七号 平成二十四年六月十四日受理 社会保障の充実を口実にした消費税の税率アップを行わないことに関する請願 請願者 岩手県一関市真柴字中田一八五 一九 武田仁子 外千九百九十七 紹介議員 井上 哲士君
第一九四三号 平成二十四年六月十四日受理 社会保障の充実を口実にした消費税の税率アップを行わないことに関する請願 請願者 富山市糸島町二ノ八ノ三 松波邦夫 外千九百九十七名 紹介議員 井上 哲士君	この請願の趣旨は、第二七号と同じである。	第一九四八号 平成二十四年六月十四日受理 社会保障の充実を口実にした消費税の税率アップを行わないことに関する請願 請願者 長崎県東彼杵郡川棚町石木郷五八 二 力石大宗 外千九百九十七名 紹介議員 山下 芳生君
第一九四四号 平成二十四年六月十四日受理 社会保障の充実を口実にした消費税の税率アップを行わないことに関する請願 請願者 長崎県東彼杵郡川棚町石木郷五八 二 力石美香 外千九百九十七名 紹介議員 市田 忠義君	この請願の趣旨は、第二七号と同じである。	第一九五三号 平成二十四年六月十四日受理 消費税増税をやめ、国民・中小業者の暮らしと経営を守ることに関する請願 請願者 横浜市港北区富士塚一ノ二五ノ一 ○ 黒丸栄子 外千九百九十九名 紹介議員 田村 智子君
第一九四五号 平成二十四年六月十四日受理 社会保障の充実を口実にした消費税の税率アップを行わないことに関する請願 請願者 岩手県北上市立花一二ノ二三ノ一 三浦登喜子 外千九百九十七名 紹介議員 紙 智子君	この請願の趣旨は、第二七号と同じである。	第一九五四号 平成二十四年六月十四日受理 消費税の増税をきつぱりやめることに関する請願 請願者 大阪市住之江区南港中二ノ三ノ一 二ノ九一三 森西奈子 外千九百九十九名 紹介議員 山下 芳生君
第一九五〇号 平成二十四年六月十四日受理 所得税法第五十六条廃止に関する請願 請願者 札幌市白石区栄通二ノ一〇ノ一 一〇八 沼澤真千子 外二百五十 紹介議員 紙 智子君	この請願の趣旨は、第七一号と同じである。	第一九五五号 平成二十四年六月十四日受理 消費税大増税計画中止に関する請願 請願者 岐阜市日野南八ノ二一ノ一一 野航大 外四千八百九十七名 紹介議員 井上 哲士君
第一九五六号 平成二十四年六月十四日受理 社会保障の充実を口実にした消費税の税率アップを行わないことに関する請願 請願者 岩手県奥州市江刺区玉里字稻荷崎 四一ノ一 加藤弘美 外四百八十 紹介議員 大門 実紀史君	この請願の趣旨は、第七一号と同じである。	第一九六〇号 平成二十四年六月十四日受理 消費税大増税計画中止に関する請願 請願者 さいたま市大宮区天沼町二ノ四四 三ノ五八 木野鉄也 外四千八百九十七名 紹介議員 大門 実紀史君
第一九六一号 平成二十四年六月十四日受理 大企業・富裕層に応分の負担を求める庶民増税・	この請願の趣旨は、第六七六号と同じである。	第一九六一号 平成二十四年六月十四日受理 消費税大増税計画中止に関する請願 請願者 京都市山科区音羽沢町一八ノ五 植木慎治 外四千八百九十七名 紹介議員 山下 芳生君

号) (第一五八一号) (第一七三三号) (第一七三四号)
 一、消費税の増税をやめることに関する請願
 (第九八号) (第八〇六号)
 一、消費税率の引上げや大衆増税反対に関する請願
 請願(第九九号) (第六六九号) (第七二五号)
 (第七二六号)
 一、応能負担原則に基づき、大企業等への課税を強化し、消費税の税率アップを行わないことに関する請願(第二〇四号) (第二〇五号)
 (第二二七三号) (第一六七三号)
 一、社会保障や震災復興を口実にした消費税増税を行わないことに関する請願(第二五九号)
 (第一七八〇号) (第一八四五号)
 一、消費税の増税反対、医療・介護施設へのゼロ税率を求めることに関する請願(第二六五号)
 号) (第六七〇号) (第一二三三号) (第一八四六号)
 一、消費税の増税に反対することに関する請願
 (第四三一号) (第四三五号) (第四三九号) (第四四七号) (第一四一七号) (第一四一八号) (第一四一九号) (第一四二〇号) (第一四二一号)
 (第一四三二号)
 一、年金財源確保のため、庶民増税・消費税増税をせず、大企業・富裕層に応分の負担を求めることに関する請願(第四六一号) (第四六二号) (第四六三号) (第四六四号) (第四六五号) (第四六六号) (第一四六七号)
 一、消費税増税をしないことに関する請願(第五一号) (第五一二号) (第五二三号) (第五一四号) (第五一五号) (第五一六号)
 一、暮らしと経済を壊す消費税率一〇%への大増税反対に関する請願(第五四四号) (第六七一号) (第六七二号) (第六七三号) (第八〇七号) (第一二三四号)
 一、消費税増税をやめることに関する請願(第六七四号)
 一、消費税増税をやめ、公正な税制を求めるこ

一、消費税の増税をきつぱりやめることに関する請願
 請願(第六七六号) (第六七七号) (第六七八号) (第一九五三号) (第一九五四号)
 一、消費税増税計画中止に関する請願(第七二七号)
 ○八号) (第八一五号) (第九六〇号) (第一〇九九号) (第一六七四号) (第一六七五号) (第一七九五号) (第一八四七号) (第一九五五号) (第一九五六号) (第一九五七号) (第一九五八号) (第一九五九号) (第一九六〇号)
 一、消費税増税を行わず、社会保障・税一体改革を撤回することに関する請願(第九六一号)
 (第一七三五号) (第一九一四号)
 一、消費税増税の中止と医療を始めとする生活必需品にゼロ税率の適用を求めるに関する請願(第九六二号)
 一、消費税増税の反対等に関する請願(第九八三号)
 一、消費税増税と社会保障改悪につながる社会保障・税の一体改革の白紙撤回に関する請願
 (第一〇〇八号) (第一〇〇九号) (第一〇一〇号) (第一〇一一号) (第一〇一二号) (第一〇一三号) (第一〇〇〇号) (第一一〇一号) (第一一〇二号) (第一一〇三号) (第一一〇四号) (第一一〇五号)
 一、安易な消費税率引上げ反対に関する請願
 (第一〇四〇号) (第一七三六号)
 一、大企業・富裕層に応分の負担を求める増税・消費税増税をしないことに関する請願
 (第一一〇六号) (第一一〇七号) (第一一〇八号) (第一一〇九号) (第一一一〇号) (第一一一一号) (第一一〇〇号) (第一九六号)
 一、消費税の大増税を中止し、社会保障と税の一体改革の中止を求めることに関する請願
 (第一二八七号)
 一、全ての買物に一割の税金を掛ける消費税増税に反対することに関する請願(第一三七二号)
 一、人間らしい暮らしを奪う社会保障と税の一

体改革と消費税の大増税中止に関する請願
 (第一六四九号) (第一六五〇号) (第一六五一号) (第一六五二号) (第一六五三号) (第一六五四号)
 一、社会保障を口実にして消費税の大増税を行わないことに関する請願(第一七八一号)
 一、消費税率引上げ反対に関する請願(第一七八号)
 一、消費税増税中止、公平な税制の確立に関する請願(第二〇二三号)
 一、消費税増税と社会保障改悪につながる社会

平成二十四年八月八日印刷

平成二十四年八月九日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F